

第3部 アジア諸地域における視覚障害者の雇用システムの現状と課題

第1章 大韓民国

1. 視覚障害者の実態

1.1 視覚障害の定義、視覚障害者に関する統計

視覚障害の定義には、時代や社会的状況により異なるのみならず、教育や福祉のように提供されるサービスの種類によっても異なるのである。すなわち、医学的定義、教育的定義、法的定義などである。ただし、本稿では便宜上法的定義を中心として述べることにする。

大韓民国（以下、「韓国」という。）において、法で定められている視覚障害者の定義には、障害者の福祉を目的として定められているものと特殊教育を目的として定められているものがある。

1.1.1 福祉を目的とする定義

障害者福祉法（1989.12.30）第2条で「視覚障害により長期間にわたり日常生活または社会生活に相当の制約を受ける者で、大統領令で定める基準に該当する者……」を視覚障害者と定めている。また、大統領令である「障害者福祉法施行令（1990.12.1）」では、法第2条の規定による視覚障害者の基準を次のように定めている（表3-1-1）。

なお、同施行令は第2条第2項で、障害の程度により障害の等級を保健社会部令で定めると規定しているが、保健社会部令の「障害者福祉法施行規則（1991.6.3）」は別表1で視覚障害者の障害等級を6等級にわけ、各々表3-1-2のように定めている。

1.1.2 特殊教育を目的とする定義

特殊教育振興法（1977.12.31）は第3条で視覚障害者を特殊教育の一つの対象と定め、特殊教育振興法施行規則（1978.12.30）は別表1で視覚障害者並びに特殊教育対象者の弁別基準を定める。

表3-1-1 視覚障害者の基準

①	両眼の視力（万国式試視力表に基づいて測定。屈折異常があるものに対しては矯正視力を測定したものをいう。以下同じ）が各々0.1以下のもの。
②	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの。
③	両眼の視野が各々10度以内のもの。
④	両眼の視野の2分の1以上を喪失したもの。

表 3-1-2 視覚障害者の障害等級

等級	視 覚 障 害 者
1 級	両眼の視力（万国式試視力表により測定。屈折異常があるものに対しては矯正視力を測定したものをいう。以下同じ）の和が0.01以下のもの。
2 級	両眼の視力の和が0.02以上、0.04以下のもの。
3 級	両眼の視力の和が0.05以上、0.08以下のもの。
4 級	(1) 両眼の視力の和が0.09以上、0.12以下のもの。 (2) 両眼の視野が各々5度以内のもの。
5 級	(1) 両眼の視力の和が0.13以上、0.2以下のもの。 (2) 両眼の視野が各々10度以内のもの。 (3) 両眼による視野の2分の1以上を失ったもの。
6 級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が、0.2を超えるもの。

表 3-1-3 特殊教育対象者弁別基準

障 害	就学学校並びに学級	
視 覚 障 害	特殊教育弁別基準	① 両眼の矯正視力（矯正視力以下）は眼鏡やコンタクトレンズによる視力をいう（以下同じ）が0.04未満のもの。 ② 視力以外の色能障害が高度の場合、点字による教育を必要とするもの、または将来点字による教育が必要と認められるもの。
	特 殊 学 級	③ 両眼の矯正視力が0.04以上、0.3未満のもの。

2. 統計数値が示す視覚障害者の実態

2.1 障害者に関する統計

全国規模の障害者実態調査報告書の中で、代表的なものは、1980年に韓国保健開発研究院で調査報告した「心身障害者実態調査報告書」、1985年に韓国人口保健研究院で調査報告した「全国心身障害者実態調査報告書」、1990年に韓国保健社会研究院で調査報告した「障害者実態調査報告」などである。

韓国保健開発研究院では29,300世帯を標本にして調査をし、韓国人口保健研究院では31,905世帯を標本として調査し、韓国保健社会研究院では45,512世帯を標本として調査した。

韓国保健開発研究院では、良い方の目の矯正視力が0.05以下の者を視覚障害者として弁別し、これらの実態を分析した。また韓国人口保健研究院では、良い方の目の矯正視力が0.1以下の者を、韓国保健社会研究院では良い方の目の矯正視力が0.5以下の者を視覚障害者として弁別し、これらの実態を分析した。

このように、これら3研究院は互いに異なった弁別基準を使用したため、各々の機関で示した視覚障害者の実態を比較できないので、ここでは1990年度調査分である韓国保健社会研究院の調査結果を主な資料として視覚障害者の実態を略述する次第である。

2.2 視覚障害人口

韓国保健社会研究院（1990）の調査報告書の内容をそのまま見ただけでは視覚障害者の障害等級別、出現率や人口を知り得ないし、特殊教育要求視覚障害児童・学生の出現率や人口も知ることができな

い。ゆえにその報告書に示されている視覚障害程度別パーセンテージ並びに性別、年齢別障害出現率を資料にして、視覚障害者の障害等級別、出現率並びに人口、特殊教育要求視覚障害者の出現率並びに人口を推算してみたがその結果は次のようである。

2.2.1 障害等級別出現率並びに人口

視覚障害者の障害等級別出現率及び人口は表3-1-4に示されたように推算される。この表で示すように視覚障害者の中には障害の程度が最も軽い6級が最も多く、4級が2番目に多い。障害の程度が最も重い1級が3番目に多い。

とにかくこのように推算された出現率や推定数値は、元の調査報告書に示されたものとはやや異なるものがある。元の調査では視覚障害者が0.514%（在宅障害者0.511%）で、約223,000人（在宅障害者222,000人）いると示されている。しかし、このような違いは換算過程において処理された小数点以下の数字のためにできたものなので問題視する必要がないと思われる。

2.2.2 特殊教育要求児童・学生の出現率、人口

韓国では「幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教育課程に基づき、教育を施す特殊学校並びに特殊学級」を特殊教育機関と定め、「特殊教育のために高等学校以下の各種学校に併設された学級」を特殊学級と定めている（特殊教育振興法第2条第2項及び第3項）。なお、「幼稚園に入園できる者は満3歳から小学校就学期に達するまでの幼児」としてある。

それで、特殊教育要求視覚障害児童・学生の出現率と数を調べるためには、満3歳から17歳までの出現率を調べ、その年齢層の人口の中から特殊教育対象の出現率に該当する数を算出すべきである。

前に述べたように、視覚障害程度別パーセンテージと年齢別障害出現率を資料にして、特殊教育対象者弁別基準に該当する視覚障害児童・学生の出現率と数を算出してみたところ、表3-1-5のように示された。

表3-1-4 視覚障害者の障害等級別出現率及び人口

	障害等級	出現率(%)	人口(人)
盲	1級	0.08	33,598
	2級	0.04	16,799
低視力	3級	0.03	12,599
	4級	0.13	54,597
	5級	0.01	4,199
	6級	0.23	96,595
総計	盲及び低視力合計	0.52	218,387

表3-1-5 特殊教育要求児童・学生の出現率及び人口
(人口は満3歳から17歳までの視覚障害人口である)

視覚障害程度	出現率(%)	人口(人)
盲	0.05	6,424
低視力	0.09	11,564
計	0.14	17,988

この表で示されたように、満3歳から17歳までの児童・学生の中には、特殊教育を必要とする視覚障害児童・学生が0.14%に該当する約17,990人（盲児童・学生、6,424人、低視力児童・学生、11,564人）いるものと推算される。このうち、特殊教育を受けている児童・学生は約6分の1にすぎない。

3. 視覚障害者の教育程度

視覚障害者の中には、一般小学校卒業または在学中の者が32.8%で最も多く、また一般中学校及び高校卒業または在学中の者は合算すると26.3%になる。大学以上は4.9%であり、特殊学校（盲学校）卒業または在学中の者は非常に少なく0.2%しかいない。このことは何を意味するのかと言えば、全ての視覚障害者が先天盲でないということである。すなわち先天盲もいれば学齢前に失明する者、小、中、高在学中に失明する者など、いわゆる中途失明者が先天盲よりはるかに多いからである。なお、中途失明者の教育程度をその枠に含めて論ずるのは難しい。それぞれ文字通り千差万別である。ゆえにこれら中途失明視覚障害者の教育程度を論ずるよりも、これらの人々を各自の失明前の学歴、職歴などを考慮にいれて、教育ないしリハビリテーションをうまく運営することが最大急務だと思う。

4. 視覚障害者の福祉と雇用の概観

現代の自由民主主義は全ての人間の幸福な生活のために、人間の尊厳性を重視し、社会経済的価値の公正な分配がなされるために努力するのが社会福祉の理想であり、目標である。障害者もこの点では例外ではない。このような理念を実現するために1948年に制定された、大韓民国憲法の精神に基づき、障

表 3-1-6 年齢層別教育程度

(%)

年 齢	未 就 学	小 学 校	中 学 校	高 校	大学以上	特殊学校	無 学	合 計
0 ~ 4	100.0							100.0
5 ~ 9	15.3	84.7						100.0
10 ~ 14	3.9	58.7	34.0			3.3		100.0
15 ~ 19			14.2	81.3	4.5			100.0
20 ~ 24			24.5	31.7	31.9	3.5	8.5	100.0
25 ~ 29		7.7	16.8	43.6	24.2		7.7	100.0
30 ~ 34		15.0	27.0	41.0	8.9		8.1	100.0
35 ~ 39		29.7	17.5	29.1	21.4		2.2	100.0
40 ~ 44		53.3	20.7	16.7			9.2	100.0
45 ~ 49		42.7	15.3	15.8	3.4		22.8	100.0
50 ~ 54		50.2	7.4	14.2	2.7		25.5	100.0
55 ~ 59		40.9	14.1	9.8	3.2		32.1	100.0
60 ~ 64		39.5	8.3	8.0	4.3		40.0	100.0
65 ~ 69		32.9	11.3	8.1	1.3		46.4	100.0
70 ~ 74		28.1	2.0	3.3	0.9		65.7	100.0
75 ~ 79		23.5	2.2	1.6	1.7		71.0	100.0
80 以上		7.5	1.7	5.5			85.3	100.0
全 体	1.0	32.8	11.6	14.7	4.9	0.2	34.8	100.0

(韓国保健社会研究院1990による)

害者の再活（rehabilitation）または、福祉関連法令が制定・施行されることによって、彼らの権利をいささかなりとも獲得できるようになった。

1970年に初めて、「社会福祉事業法」が制定（1983年までに2回にわたる改正）され、この法に基づき、障害者福祉施設が増設されて保護対象障害者が保護を受けるようになった。

1973年には「看護補助員、医療類似業者及び按摩師に関する規則」が交付されて、それによって終戦後ずっと問題をはらんでいた按摩師制度が完全な制度として定着され、視覚障害者たちが安心して按摩業をすることになった。とは言うものの、絶対安心してこの業に従事したのではなく、いわゆる無資格按摩がしばしば現れて、これの取締りや業権擁護のため戦った歴史（出来事）は忘れがたいものである。

生活保護法の施行により、扶養義務者がいなかったり、扶養義務者がいても扶養能力がない障害者が、生計保護、医療補助、自活保護、教育保護、分娩保護、葬祭保護等の生活保護を受けられるようになった。

1984年には「社会福祉事業基金法」が制定された。この法の施行によって、社会福祉事業基金が設置され、これに基づき社会福祉事業がもっと効果的に遂行されるようになった。

新しく制定された「障害者雇用促進等に関する法律」並びにその施行令は、労働部に障害者の雇用促進のため樹立した基本計画並びに障害者の雇用促進に関する重要事項を審議する障害者雇用促進委員会をおくようにし、韓国障害者雇用促進公団を設立して、雇用情報の提供、職業紹介、調査研究、適応訓練、障害者職業生活相談員の養成・研修・適正検査、職業指導評価などの事業を行うと同時に、障害者職業訓練院並びに障害者標準事業所を運営し、障害者技能競技大会など、関連事業を行うようにした。

その法律で視覚障害者が受ける権益は、目下のところ全国に散在する中途失明者のための按摩師養成施設である按摩修練院がその運営費の一部の補助を受けることと、一部志望者がコンピューターによる速記士養成訓練を受けることである。この速記士というのは、将来就業可能性があるとみなして雇用促進公団がテストケースとして訓練をさせてみるようになったとのことである。

5. 視覚障害者の就業実態

ここに記す視覚障害者の就業実態は、韓国における視覚障害者の携わっている三療業と易占業を除いたところの就業実態である。なお、三療業と易占業は項を別にして詳述することにする。

視覚障害者の中には、表3-1-7で示すように無職者が比較的に多い。職業をもっている視覚障害者の中には、農・漁民と自営業者が割合に多く、専門管理職に従事する者は2.1%しかいない。その他は単純職に従事している。

なお、1980年から1984年まで5年間の5校の盲学校高等部を卒業した332人の就業実態を見ると、低視力者を含めて視覚障害者全体の就業実態とは別に、按摩業に最も多くの42.47%が就業しており、鍼灸業に2番目に多い32.53%が就業しているものと判明した。それらの中には音楽1.81%、点訳業務0.30%、その他1.20%などの職務に従事している者もあり、進学した者16.87%もあることが分かった。

表 3-1-7 視覚障害者の就業実態

教育程度	無 職	自営業	専門管理職	単純事務職	サービス職	生産技能職	単純労務職	農・漁業	主 婦	学 生
未 就 学	78.3	21.7								
無 学	53.5	2.0			0.7	1.0	4.7	14.7	23.5	
小 学 校	35.4	8.3	0.5		1.8	2.3	6.3	18.5	26.4	0.4
中 学 校	28.6	9.7		1.0	4.2	8.6	5.9	7.8	23.4	10.8
高 校	25.4	11.1	4.1	4.8	1.4	2.8	4.5	7.2	27.1	11.6
大学以上	23.5	9.2	25.3	9.5	4.4	4.9			5.4	17.9

(出典：韓国保健社会研究院1990)

6. 視覚障害者の易占業概要

紙幅が限られているので易占術の歴史的背景を述べるのは割愛し、歴史上高麗及び近世朝鮮においては視覚障害者が易占術を学び、高麗及び近世朝鮮においてはこの術で官職を持った視覚障害者も数多くいて、ある時は国王の未来を占ったりした史実が多くある。また民間では一種の民族宗教のように、一般民衆は何か不幸な出来事があると盲易者に占ってもらい、おまじないをして悪運と厄などを避ける風習がいまも続いているので、韓国では視覚障害者の職種として、現存している。韓国易理学会という易者の団体があり、全国的にその会員数が約620人いるとのことである。これは法的に規制することもなく、ただ伝統的視覚障害者の職業として国家はこれを黙認する状態であり、一般民衆はあたかも一種の宗教のように何か気になる出来事が起こると視覚障害易者の家の戸を叩くので、かなりよい職業と言えよう。

7. 視覚障害者と三療業

7.1 按摩業

按摩業は世界的に最も多くの視覚障害者が従事する職業である。韓国でも1913年以来、視覚障害者の職業として根を下ろしてから、ただ一つ国が保護育成してきた職業であるだけでなく、視覚障害者職業対策の中心になっている。たとえ多様な視覚障害者の職種があるとはいえ、多くの視覚障害者が按摩業で自立しうようになったのは幸いなことである。

7.1.1 按摩業の成立

(1) 按摩師制度の取入れと廃止

韓国における按摩業は日本支配下の総督府済生院盲啞部（現国立ソウル盲学校の前身）の設立と同時に始まり、按摩術、鍼術、灸術営業取締り規則の制定で、按摩師免許が交付された。しかし、1945年終戦の翌年、1946年米駐屯軍軍政庁（USAMGIK: The United States Armed Forces Military Government in Korea）の厚生部は前記取締り規則を廃止した。その後按摩師免許は交付されなくなった。

1960年11月28日、保健社会部令をもって按摩師の資格を認める法的制度ができたが、1961年軍事クーデターで軍事政権がこれをまた廃止した。

(2) 按摩師許可に関する規定の制定

按摩師の資格を認める法規がまたもや廃止されると、視覚障害者たちは保健社会部を訪ねて、按摩の免許制度を復活させてくれるよう建議し、保健社会部は視覚障害者たちの職業対策として按摩師資格制度を制定した。その法規によると、按摩師の業務領域に按摩、マッサージ、指圧、その他電気並びに刺激法を追加して、治療的按摩に重点をおき、按摩施術所を設ける場合は2坪以上の施術室、1坪以上の待合室を設けるようにしている点である。

7.1.2 按摩業の発展の有様

古来日本では、視覚障害按摩師が夜中に流し笛を吹きながら営業をした。韓国の按摩業は日本から伝来したので、按摩業の有様がそのまま伝わったのである。1910年後半期から、日本の視覚障害按摩師たちが韓半島に進出し、按摩院を設けて営業を開始し、その一部は夜中に笛流しをした。

終戦後も流し按摩業が約10年続いたが、国の事情がよくなるにつれ、流し按摩業者は按摩院の看板を掲げて、家庭、旅館、ホテルを対象として按摩を続けて今日にいたっている。なお、最近是一般国民の生活水準が高まるにつれて、家庭の按摩もだいぶ増えて、家庭を対象に業を営む視覚障害者もかなり多くなった。

いま韓国では、按摩師免許証と名付けないで按摩師資格証と名付けている。この資格証の所持者が約6,200人いるが、その内訳は全国に散在する盲学校高等部出身者が約4,600人、按摩修練院（これは日本の視力障害センターにあたる）出身者が約1,600人である。

また韓国では、按摩施術所と名付ける共同風呂場にサウナバス付きの按摩施術所が全国に数100カ所あってこれらに従事する按摩師が多くなった。

老人人口が増えつつある現実に鑑み、按摩施術によって動脈硬化症の如きは、錬磨された按摩師に治療を受けることによって、この類の疾病が予防される可能性があるので、全国の按摩師養成施設ではより優秀な按摩師を養成するのが今後の課題であると思われる。

7.2 鍼灸業

鍼術は日本で視覚障害者の職業として発展して以来、朝鮮総督府が1913年に済生院盲啞部を設立し、鍼術教育を実施することによって、韓国の視覚障害者の職業になった。しかるに終戦前には視覚障害者たちが鍼師免許を取って合法的に鍼術業に従事することができたが、終戦後米駐屯軍軍政庁が新規鍼師免許制度を中断したため、盲学校ではカリキュラムで鍼教育を行いながらも、卒業した視覚障害者たちには鍼師免許を交付しなかった。ことに社会は日毎に発展し、わずかな違法行為も黙認されなかったため、無免許視覚障害鍼師たちに対する告発事件が視覚障害者たちには重大問題になった。よって本欄では鍼業の成立、鍼師制度の復活運動、視覚障害者鍼術の合法的並びにその対策を中心に述べる。

7.2.1 鍼灸業の成立——日本制度の導入——

日本で視覚障害者たちに鍼術教育を行い、鍼師の免許証を交付して合法的に鍼業に従事するようにした結果、鍼術が視覚障害者に最も適合であり、成功的な職業の一つに発展するようになった。日本が韓半島を合併した後、彼らが発展させた鍼術を韓国の視覚障害者たちにも教育して、視覚障害者の職業対策として実践した。すなわち朝鮮総督府は、1912年3月28日、勅令第43号で済生院官制を制定交付し、

翌年の1913年4月朝鮮総督府令第4号で朝鮮総督府済生院規則を制定し、6月1日済生院を設立した。

済生院はカリキュラムに鍼灸教育を編成してそれを実施した。したがって朝鮮総督府は1914年10月警令（警務局令）第10号「按摩術、鍼術、灸術営業取締り規則」を交付して済生院を卒業した視覚障害者には鍼師、灸師、按摩師の免許を交付してその業に従事させた。

終戦の翌年、1946年4月に米軍の軍政庁厚生部は訓令で「按摩術、鍼術、灸術営業取締り規則」の効力を停止させた。米軍政庁は済生院を国立盲啞学校に改称し、就業年限6ヶ年の小学校に学制を改編した。ところが盲学校の特異性や職業教育に対する指針もなく、また当時の盲教育者たちも、鍼術教育を施せば視覚障害者たちが自立生活をなしうるということと、他の職業に関する確かな代案がなかったため、学校では三療教育を従前通り続行したのであった。

7.2.2 鍼灸按摩に関する法律制定

政府樹立後1951年9月25日、法律第221号、国民医療法が交付された。この法律を制定しながら、按摩術、鍼術、灸術営業取締り規則を廃止した。国民医療法第59条には“従来規定された接骨、鍼術、灸術、按摩術業者等医療類似業者制度は主務部令で定める。”となっている。これが政府の制定した最初の法律であったが、10年近くたっても部令が制定されないまま、鍼師の免許は交付されなかった。

視覚障害者たちは1960年5月、保健社会部を占拠、籠城を張り、鍼灸、按摩免許を交付するよう要求した。保健社会部は視覚障害者たちの不屈の主張を受け入れ、部令第55号と第56号を1960年11月28日に制定・交付した。ところがその翌年の5月16日、軍事政権はまたもやこの鍼灸按摩に関する法令を廃止した。これら波瀾万丈の出来事は、この唯一の職業で自立せんとする視覚障害者たちにとっては一大衝撃である。その後も視覚障害者たちは彼らの生命線である鍼灸按摩に関する法律復活運動をたゆまず続けてはいるが、ようやく按摩資格証制度のみが復活し、鍼灸に関する法規復活のための闘争はいまなお続けられているが、韓国には世界のいずれの国にも類例のない漢方医師（高校卒業後、6年間の専門教育を受けた後、国家試験に合格した者）の制度ができて、彼ら漢方医師が鍼灸は自分たちの業務領域という口実をもって視覚障害鍼灸師に関する法令の制定に反対し、かつ妨害しているのがいまの現実である。

上に述べたように、鍼灸に関する免許制度はなくても、各盲学校の卒業生たちは按摩の資格証に按摩並びにその他の刺激療法という条文を頼りに、鍼灸を業とする視覚障害者が全国を通して約500人いるとのことである。全国的に毎年告発取締り事件がしばしば起こり、中には裁判にかけられて軽い罰金刑や執行猶予の判決になる事例があり、これらの告発者は主にいわゆる漢方医たちである。

最近の顕著な例を一つ紹介する。

日本の石川県立盲学校の教職員と学生たちが1999年10月初旬に研修旅行に来られた時のことである。日本の人たちはとても用意周到で、事前に旅行計画書を作成していた。私（李）はこれに従い、ソウル盲学校、按摩施術所、鍼灸院など4、5カ所の訪問を設定したが、その中に慶熙大学漢方臨床室の見学希望があった。石川盲学校が直接慶熙大学と交渉して訪問の了承を得ていたが、韓国では視覚障害者の鍼灸免許制度化復活運動を最も反対し、妨害するのは漢方医たちであり、慶熙大の訪問には問題が生ず

る懸念もあると手紙で告げた。しかし、すでに先方からの承諾もあることから、計画通り訪問することになった。さて当日、直前になって慶熙大の伝言がガイド嬢から伝えられた。「日本の人たちが訪問するのはよいけれど、韓国人はガイド嬢もその他の人も来るな」という内容だった。慶熙大の関係者からすれば、日本からの訪問ということで、国際的な立場から受け入れはしたものの、歓迎すべきことではなかったのである。

最後に、一般の大学を卒業した視覚障害者たちは、盲学校の教員、視覚障害者福祉機関従業員など合わせて百数十人に達している。まだ視覚障害者諸団体にのみ従事するだけで、一般企業に進出した視覚障害者はないだろうと思われる。またキリスト教（プロテスタント）の視覚障害牧師が約150人いると言われている。

8. 今後の展望と課題

韓国と日本は地理的に一番近い隣国でありながらも、世間で言う不幸の歴史の主人公であったことは誰も否定できないことではあるが、我々視覚障害者の今日あるを論ずる時、これまた日本の影響が大であったことも否定できないことである。日本のように三療業の法的保護は満足するほどではないが、ただあん摩業一つだけでも法的に保障されているのは不幸中の幸いと言えよう。

終戦後韓国も13校の盲学校が創設されて、戦前に比べて盲教育も普及された。そのことにより、戦前には到底考えられなかったことながら、視覚障害者にも狭き門ではあるが大学の門戸が開放され、全国の諸大学を卒業した人たちが前記盲学校の教員になり、また数こそ少ないが学位を取得して大学教授の地位を得た者もいる。とは言うものの彼らの持つ障害ゆえ、職業選択の自由を満喫し得たとは言い難い。

しかしながら尋常の知能を所有し、心身に視覚以外には何等異常がなければ、三療業は就業可能な適職であり、今もそうであるが、今後もこの職に従事するには何等支障がないものと見なされる。同時に、日進月歩する科学文明の中で、ルーティンワーク（routine work）に満足せず、時勢に即応して三療の質的向上をはかるべきだと思う。

ここに私たち視覚障害者に課せられたいまだ未解決の課題がある。すなわち、あん摩と同じく鍼灸業の法的裏付けである。隣国日本の場合、盲人が鍼灸業に従事することに医師は何等抵抗を示さないが、韓国の場合、医師特にいわゆる漢方医師たちが命がけで反対するので、鍼灸の立法化がいまだに成就されぬままである。大変皮肉な話であるが、同じ韓国政府であるのに教育部（日本の文部科学省）では、理療のカリキュラムをきちんと認めて数10年間教育してきたにもかかわらず、保健福祉部（厚生労働省）は免許を出すのを拒んでいる。これも漢方医師たちの反対で、言い替えればいわゆる漢方医師らの圧力に政府が屈従する有様とでも言えようか。

一滴ずつポタリポタリ落ちる水が、ついには岩石に穴をあけるというのではないか。泣く赤子に乳を与えるというのではないか。たゆまず我々の闘争を続けていくうちには、韓国でも鍼灸の立法化が成就されるものと期待し、かつ確信したいものである。

先進国でもかなり見られる事例だが、視覚障害者の中から優れた能力の持ち主で学者になり、あるいは指導者になった例はその数こそ少ないが今までもあったし、今後もそれはあり得る。終わりになったが、いま我々に課せられた最大目標は鍼灸の立法化を勝ち取ることによって多数の視覚障害者の生活自立を促進することである。

第2章 中華人民共和国

1. はじめに

中華人民共和国（以下、「中国」という。）における視覚障害者の教育システムおよび就業の実態については、あまり明らかにされていないのが現状のように思われる。後にも言及するが、1987年に障害者を対象とする全国調査が実施されたことで、視覚障害者の教育および就業に関するおおよその数値は把握できたものの、その調査が果たして科学的な方法に基づいて行われたものかどうか、また調査の範囲が農村部や山岳地域といった辺境地にまで及んでいたのかどうか、具体的な調査方法およびそのプロセスが明らかにされていない以上得られたデータの信憑性は極めて低いと見るべきであろう。一部の専門家の間では、現実との乖離が甚だしいとの指摘もあるだけに、多くの問題点を含んでいるといわなければならない。

全国調査の実施以来、すでに十数年が経過しているにも関わらず、視覚障害者の教育システムおよび就業形態に見られる構造的な変化やそのメカニズムについて、例えば専門家を交えたプロジェクトチームを結成し大規模な調査を行うとか、あるいは調査の範囲を特定の地域に限定して、そこから得られたデータをもとに客観的な分析を加えようといった動きはまったく見られない。1998年に出された中国中央盲人協会の活動報告書にしても、その中で示されている数値は、87年の全国調査で得られたデータおよびここ10年間の人口の推移に基づいてはじき出されたものに過ぎず、全体を通して「およそ何人の」、「数十の」といった曖昧な表現ばかりが目につく。障害者福祉に関する法制度の実施団体であるにも関わらず、視覚障害者が直面している問題について厳密な調査を行い、その実態を客観的に把握した上でしかるべき改善策を講ずるという意図はほとんど感じとれないのである。

中国では、障害者教育あるいは障害者福祉といった専門分野が、学問研究の対象として未だその確固たる地位を確立していないため、一次資料の収集段階から致命的なデータ不足に陥ってしまった。それに加え国家機密の漏洩につながる懸念もあって、障害者福祉に関する法制度の実施団体が作成した資料をもとに論述せねばならず、その結果、調査研究にあたって大きな制約を受けざるを得なかった。したがって本論文では、87年の調査データ、98年に提出された中国中央盲人協会の活動報告書および盲学校関係者からよせられた回答*1をもとに、法制度に基づく社会保障、職能開発訓練機関としての学校教育、および按摩師の養成を中心とする雇用支援政策について、その概要を紹介しながら中国における視覚障害者の実態を分析する。

2. 中国における視覚障害者の定義

「視覚障害者」という用語は、中国のどの文献にも見られないことから、中国には存在しないものと断定してよいだろう。ちなみに「障害者」は「ツァンジーレン」（残疾人）であり、「視覚障害者」は「マ

ンレン」(盲人)である。これに対して「健常者」は「チエンチュエンレン」(健全人)であり、「晴眼者」は「ミンイエンレン」(明眼人)である。このほか日本語の「めくら」に相当する「シャーズ」(瞎子)という差別用語があり、今日に至ってもなお大衆の間で広く用いられているのだが、政府発表の公式文書にしても、また新聞・テレビ・ラジオ等のメディアを通じて伝達される視覚障害者関連のニュースにしても、皆「マンレン」を使用しており、これに替わる語句の使用例が報告されていないことから、現在のところ「マンレン」が“視覚に障害を持つ者”を指す最上級の中国語であるとみてよいだろう。

では中国において「マンレン」とはどのように定義されているのだろうか。『中国障害者实用認定標準』(1992年)によれば、「盲人とはさまざまな原因——病気、事故、遺伝等——により、眼科検診において失明、もしくは視力の著しい低下、もしくは視野の極端な縮小など、いずれも日常生活に支障をきたすような症状が確認され、なおかつあらゆる医療技術を以ってしても回復の見込みがなく、健常者とともに就学・就労することが不可能な状態にある者。」と規定されている。

前述の定義に該当する者がすなわち中国における「視覚障害者」であり、1996年度から視覚障害者本人、またはその代理人からの申請があれば、「身体障害者手帳」(以下「身障者手帳」と記す)の交付が義務づけられている。なお、身障者手帳は申請人が現在居住している地域の障害者連合会によって交付されるもので、申請人は「身障者手帳交付のための申請書」および眼科医の診断書(病院長の直筆のもの)を各人の所属機関(学校または職場)に提出すればよい。

身障者手帳交付のための審査にあたり、視覚障害者はそれぞれの視力に応じて、『中国障害者实用認定標準』が定めた4つの等級——全盲1級(0.00~0.02)、全盲2級(0.02~0.05)、弱視1級(0.05~0.1)、弱視2級(0.1~0.3)——に区分される。この基準に従うと、“視力が0.3以上の者”が「晴眼者」で、“視力が0.3以下の者”が「視覚障害者」であるから「0.3」という数値が両者を分かつ“ボーダーライン”になっていることが理解できる。だが各等級の認定基準となるのは、両眼の視力の合計でもなければその平均でもなく、両眼の視力のいずれかよい方を基準として等級の確定がなされるため、例えば右眼が0.1、左眼が0.3で両眼の視力の合計が0.3以上であったとしても、身障者手帳交付の際には「盲人、弱視2級」と記載されることになる。また右眼が0.04、左眼が0.03で、拡大レンズ等の補助器具を使用すれば普通の文字による学習が充分可能な場合であっても、法律上の規定ではあくまでも「全盲」であり「弱視」とは認められない。そのため履歴書等の書類に「全盲」と記されていても、“点字以外の文字の読み書きができない”と即断するのは誤りで、実際に面接してみると「強度の弱視」である場合が少なくないのである。

3. 中国における視覚障害者の人口

先にも述べたが、1987年に実施された全国調査により、中国における視覚障害者の実態についてその概要がはじめて明らかにされた。まず視覚障害者の人口だが、その調査によると「中国には5,164万人の障害者おり、その内の755万人が“視覚になんらかの障害を持つ。”とされている。ところが視覚障害者の人口を地域別にみると、例えば新疆を例にとるなら、「新疆で1,188人の障害者を対象に聞き取

り調査を行ったところ、その内の144人（男72、女72）が盲人であった。」と記されているのみで、新疆における視覚障害者の総人口についてはなんら記述がないのである。したがって、各地域における視覚障害者人口が把握できない以上、(1)「755万人」という数値が何を根拠にして算出されたものなのか、また(2)視覚障害者が集中しているのは主に都市部であるのか、それとも農村部や山間部などの後進地域であるのか等、不明瞭な点が多く、統計資料としての信憑性を疑わざるを得ない。

だが、「755万」という数値は、人民政府発表の“公式なデータ”として、報道機関を通じて全国に伝えられ、調査が実施されてから10年もの間、書きかえられることは一度もなかった。確かに医療技術の進歩により先天盲の数は減少してきたといわれているが、医療関係者の間では“病気や事故による、いわゆる「中途失明者」の数が、特に後進地域において増加傾向にある”との指摘もあり、過去10年間視覚障害者人口になんら変動が無かったとは考えられない。

視覚障害者人口に関する数値が書きかえられたのは97年のことで、翌年に提出された中国中央盲人協会の活動報告書によれば、「中国にはおよそ6千万人の障害者がおり、その内の877万人が盲人である。」とされている。この数値は87年の調査データおよび過去10年間の人口の推移をもとに算出されたもので、農村部や山岳地域、少数民族自治区など後進地域をも含めた大規模な全国調査を実施すれば、その数がさらに増えるであろうことは想像に難くあるまい。したがって、この報告書から唯一読みとれるのは、“視覚障害者の数が10年前と比較して確実に増えている”という事実のみで、例えば(1)先天盲と中途失明者とではどちらが増加しているのか、また(2)どのような地域において、増加率が最も高いのか、さらに(3)その主な原因は何かという点については何も知り得ないのである。

4. 身障者手帳の交付による社会保障

次に、身障者手帳の交付を受けた場合、どの程度の社会保障が受けられるのかという点について考察してみよう。身障者手帳は視覚障害者に限らず、他の身障者に対しても等しく交付されるもので、中国中央障害者連合会によると2,200万人がその交付を受けている。しかし国が保証してくれる「福祉サービス」の内容には、“障害の程度”というよりも、むしろ“障害者の類別”によってかなりの相違がみられるようである。その最も顕著な例は公共バスの料金であろう。例えば視覚障害者の場合、バスの料金を支払う際に身障者手帳を提示すると、仮にその人物が弱視であって単独歩行には何ら問題がないとしても、手帳に「盲人」と記されている限り「身障割引サービス」が適用され、公共バス（市内）なら無料、長距離バス（民営のものも含む）なら半額の料金で利用できる。ところが聴覚障害者や知的障害者など利用者が他の身障者である場合には、身障者手帳を所持していても、“視覚に障害なし”ということでこのサービスは適用されないのである。

身障者手帳の交付を受けた場合、利用頻度の最も高い公共バス（市内）の料金が無料——長距離バス以上に利用頻度の高い自動車については、現在のところまだその適用項目には含まれていない——となることで、そのぶん交通費の自己負担額が軽減されることから、視覚障害者の間では一様に歓迎の声があがっているようである。ただし、このサービスの対象となっているのはあくまでも視覚障害者本人で

あって、その介護者については“対象外”とされており、いかなる場合であっても規定の金額を支払うことが要求されている。

前述のように、視覚障害者の社会参加を促す上でいくつかの改善すべき点を含んではいるものの、中国政府による身障割引制度の導入が、たとえ僅かではあっても生活費の一部分を占める交通費の自己負担額を軽減させ、視覚障害者の外出意欲を高めたという点では評価してよいだろう。しかし中国では、日本の「障害福祉基礎年金」に相当する制度や、医療費の全額免除、生活用具の給付、就学奨励費の支給など、視覚障害者の日常生活に直接影響を及ぼす領域での支援策が充実しておらず、身障割引サービス程度の“救済措置”では到底解決不可能な問題が山積しているのである。

実際問題として、障害児を持つ家庭では日常生活のかなりの部分で経済的な負担を強いられている。というのは、「一人っ子政策」の例外として、遺伝以外の原因により障害児が生まれた場合、現在の法律ではその父母に対して2人目の子どもを出産する権利を保障しており、その結果、一人っ子の家庭に比べて2人分の教育費、および治療に要する医療費などの出費がかさんで、家計を圧迫することになるからである。また、障害者本人が世帯主である場合をみると問題はさらに深刻で、同じ障害を持つ者同士の婚姻が一般的であるために、低賃金での生活を強いられることになり、子どもの学費さえ納入できないような事態を招くことも少なくない。視覚障害者についていえば、重度の知的障害者を除く他の身障者と比較した場合、進学、就職、婚姻等においてかなりの制約を受けることになるため、国からの援助に頼らず生活を維持するのは容易なことではないだろう。

ところが現在の法律では、身障者手帳の交付を受けていても最低限の生活水準さえ維持できない、いわゆる“貧困家庭”でないかぎり、国からの公的な援助を受ける権利は保障されていないのである。また貧困家庭であっても、その救済措置として国からなんらかの「福祉手当」が支給されるのは、申請書が受理され、厳正なる審査を経て、政府から正式な許可がおりた場合のことで、視覚に障害があるからといってそれが優先的に支給される可能性はあり得ないし、仮に支給されたとしても以後継続して支払われる保証はない。したがって、身障者手帳および身障割引サービスの導入は、中国政府がはじめて打ち出した視覚障害者全体を含む公的な支援策の“第一歩”に過ぎず、現段階において、「“視覚障害者”イコール“貧困”」という図式を書きかえるための“原動力”とはなり得ないのである。また“身障者手帳の交付は個人に「障害者」というレッテルを貼るものである”として、それに伴う社会的な差別、特に職業選択における不平等を懸念する声もあがっており、今後視覚障害者の雇用を進める上で政府が取り組まねばならぬ重要課題のひとつといえよう。

5. 中国における視覚障害者教育の実態

先にも述べたように、中国ではたとえ障害者であっても、生活を維持するための公的な援助がほとんど期待できないことから、なんらかの方法によって生計を立てねばならず、特に貧しい家庭の子女はより早い段階での経済的独立が求められており、進路の決定にあたって就職まで保証してくれる実業学校を選択する傾向がみられる。視覚障害者についていえば、重度の知的障害者ほどではないにせよ、他の

身障者と比較すると職業の選択にかなりの制約を受けるため、限られた職種——按摩業、事務系（盲学校の教師などを含む公務員）、芸術（ホテルやナイトクラブでの演奏）、工場労働、占い等——の中からいずれかを選択せざるを得ず、高学歴が必ずしも豊かな生活を保証してくれるとは限らないこともあって視覚障害者およびその父母の関心は、一般教養を身につけさせる、いわゆる“人間形成をはかる機関”としての学校ではなく、職業に直結した技能を習得させる“職能開発訓練機関”としてのそれに向けられているとあってよいだろう。大学の受験（共通テスト）資格について、現在の法律では「視力が0.5以上の者に限る。」と規定されており、特殊な場合（推薦入学または通信生、聴講生）を除いて身障者の大学進学は極めてまれであるから、大多数の視覚障害者にとって「教育機関」とはすなわち「盲学校」ということになる。したがって各地域の盲学校は、規模の大小に関わらず、彼らを“労働市場へと送り出す機関”として重要な役割を担っているに違いない。

中国における視覚障害者教育の実態について、全国盲学校長会議の代表責任者に問い合わせたところ、「中国には42校の盲学校、および58校の盲啞学校があり、およそ8千人の児童生徒が就学している。だが、幼稚部から専攻科までの全課程を設けている所は一校もなく、高等部保健医療科^{*2}を有するもの42校、高等部普通科を有するのは北京・青島・上海・南京の僅か4校に過ぎず、しかも全国に向けて生徒の募集を行っているのは青島盲学校のみである。また就学者数が極端に少ないのは、ひとつには農村部などの後進地域において盲学校の建設が困難なこと、もうひとつには交通網の整備がかなり遅れているため、就学年令に達していても盲学校がある地域まで通学できない、いわゆる「不就学児童」が多数いるからで、“点字の読み書きが可能”なのは視覚障害者全体の2割程度に過ぎないであろう。」との回答が得られた。ところが、中国中央盲人協会の活動報告書を見ると、「中国には“特殊教育施設”と呼ばれるものが208箇所あり、その内の200箇所が盲学校および盲啞学校にあたる。また一般の学校における“弱視学級”の数も年々増えており、1997年には218校に達した。その結果、10年前の調査では僅か2%に過ぎなかった就学率が、現在では32.5%にまで上昇している。」と記されており、学校数を示す数値に100もの開きが生じている。“盲学校および弱視学級の増設が就学率の上昇につながった”との見解には一応うなずけるのだが、その一方で各盲学校が学費（寮費を含む）を値上げしたために、“必要経費を負担できず不就学を余儀なくされている貧困家庭の子女”が増えてきた点について、まったく言及されていないのは問題であろう。

また職業教育についてみると、この報告書には「盲学校で高等部保健医療科を設置しているのは27校である。盲学校以外にも、例えば雲南省や山東省などでは数十箇所中等職能開発センター（主に按摩師の養成）を、また北京・天津・南京・吉林などでも数十箇所に高等職能開発訓練センター（主な講義は、推拿（スイナ）^{*3}、ピアノの調律、コンピューター、英語）を設けて人材の育成にあたっており、全国にはこのような施設が401箇所に設けられている。その結果、10年前には5千人に過ぎなかった按摩師の数が、現在では2万人に増大し、按摩治療を行う病院や治療院は15,000箇所にあつている。」とあり、按摩を主体とする職業教育の充実度および雇用支援策としての“按摩師の養成”が強調されている。職能開発訓練センターでの講義は、主に社会人を対象として約2ヶ月間、有料（天津では授業料400

元、宿泊費200元)で行われており、「資格試験」に備えての“受験講座”であると考えればよい。こうした「按摩師養成講座」の増設は、ひとつには「資格」を重視する社会のニーズに応えたものといえるだろうし、もうひとつには「シャーガン」(下崗(カコウ))と呼ばれるリストラの実施で失業に追いこまれた工場労働者を救う“雇用支援策”として、按摩師の資格、特に保健按摩師(健康の維持を目的とする全身按摩)の資格を取得させることを意図したとも考えられる。しかし、2万人の盲人按摩師における保健按摩師および医療按摩師(医学的な治療を目的とする部分按摩)の比率について、なんら具体的な数値が示されていないのは問題であるし、また高等部保健医療科(中等レベルの保健按摩および医療按摩)を有する盲学校が、前述の「42」とかなりくい違っているのも納得できない。

さらに高等教育に関する記述をみると、「長春大学では特殊教育学院を設立して二つの専門学科(按摩科、音楽科)を設け、盲学生の教育にあたっている。また南京中医薬大学、新疆中医薬大学および北京連合大学でも、すでに按摩を職業としている社会人のために按摩科を設置して、学習課程の修了に際し、長春大学同様“大專”の学位を与えている。」と記されており、高等教育においても職業に直結した専門科目が重視されているのが理解できる。このように高等レベルの按摩師を養成する学科が設置されるようになったのは、ひとつには病院等に勤務する場合、盲学校の保健医療科を卒業した程度の知識では患者の治療にあたって適確な対応ができないという理由があげられるだろう。

長春大学の特殊教育学院(以下「長春大」と記す)が設立されたのは1987年のことである。大学とはいっても中卒レベルでの入学も可能なことから、実質的には中等教育の一環に過ぎないのだが、一般大学への進学が許されていない中国の視覚障害者にとっては文字どおりの“エリートコース”で、各省につき1人ないしは2人の受験枠しか与えられていないため、実際に入学できるのは盲学生全体の1%にも満たないであろうと思われる*4。「大專」とは専門科目のみを履修して卒業する場合に授与される学位のことで「学士号」に相当するものではない。一方、報告書の中では触れられていないが、ここ数年、実業学校の出身者を対象とする選抜試験を経て、中医大学の2部に進学する弱視の学生(そのほとんどが按摩を職業としている)も現われ、少数ながら注目すべき存在となっている。

中国における視覚障害者教育といえば、これまでは長春大を頂点とする「ピラミッド型構造」を呈してきたのだが、中医薬大学に按摩科が設置されたこと、また中医大学の2部で学ぶ弱視の学生が現れたことにより高等教育機関へとつながるルートが複数となったため、頂点のやや広がった、いわゆる「つりがね型構造」に変化しつつあるとあってよいだろう。残念ながら中等教育機関および高等教育機関への進学率を示す統計資料は得られなかったが、盲学校関係者の話を総合すると、義務教育を終えた盲学生は以下のような進路をたどって労働市場へと参入していくことになる。

- (1) 盲学校中学部卒業 →
 - (a) 就職 — 工場労働
 - (b) 中等職能開発訓練センター — 初級按摩師
 - (c) 盲学校高等部保健医療科 — 初級按摩師
 - (d) 盲学校高等部普通科

- (e) 洛陽の按摩学校 — 初級按摩師
- (f) 長春大 — 大專
- (2) 盲学校高等部および按摩学校卒業 →
 - (a) 就職 — 按摩業
 - (b) 高等職能開発訓練センター — 中級按摩師・上級按摩師
 - (c) 長春大
 - (d) 中医薬大学など — 大專
- (3) 長春大卒業 →
 - (a) 按摩科 — 按摩業・公務員（理療科教員）
 - (b) 音楽科 — 事務系職種（音楽教師、演奏家）

かつて(1)-(a)を選択した者はその大半が工場に配属されたのだが、近年工場労働者の失業率が高まったことで、盲学生の95%が(1)-(c)を選択するようになり、その結果、少なくとも都市部において中学を最終学歴とするケースはほとんど見られなくなった。また(1)-(d)についていえば、一般教養を身につけてもそのことが必ずしも按摩以外の職種と結びつくとは限らないため、盲学校によっては毎年生徒の募集ができないほど進学希望者は少数である。さらに高等教育機関への進学者をみると、そのほとんどが按摩を専攻することになるため高等部の普通科には進まず、むしろ(1)-(c)、または最短コースである(1)-(f)を選択する確率が高いようである。

中国には「フェンペイ」（分配）と呼ばれる制度があって、大学の卒業生であれば国が就職先を保証してくれたのだが、法制度の改革により、大卒者の進路についてはあくまでも個人の就職活動に委ねられることとなった。その結果、長春大でも94年度の卒業生を最後にこの制度の適用がうち切られ、現在では長春大を卒業しても、盲学校や病院へと優先的に配属されるケースは、一部の地方都市を除きほとんど見られないし、また定職に就けずにいる者も少なくない。例えば按摩で生計を立てるためには、まず国家試験に合格して「按摩師」もしくは「按摩医師」の資格^{*5}を取得せねばならず、「大專」は今や大学の“卒業証明書”に過ぎないのである。

極端な例をひくと、中学しか出ていなくても(1)-(b)を選択すれば、自宅での開業が法的に認められる初級按摩師の資格が取得できるわけだし、また(2)-(b)を選択しても、(2)-(c)や(2)-(d)を選ぶ場合と按摩師の資格において何ら相違点はないのであるが、「大專」への執着度が強いのはなぜだろうか。先に述べた理由に加え、(1)経済発展に伴って生活に余裕が生まれ、中流以上の家庭では子女の教育のために進んで資金を投ずるようになったこと、また(2)中国南部の雇用者の間では学歴志向が強く、採用条件として「大專」の学位が求められるようになったこと、さらに(3)盲学生の間では、「資格」と「学位」の両方を持っていけばより条件のよい就職先が見つかると考えられていることなど、いくつかの点があげられよう。

6. 雇用支援政策としての盲人按摩師養成プログラム

視覚障害者の就業状況について、中国中央盲人協会の活動報告書では「1992年に障害者の雇用に関する法律が制定され、各雇用団体ともそれぞれ1.5%の障害者採用枠を設けることが義務づけられた。しかも採用方法については、視覚障害者の雇用を進めるため「盲人一人」イコール「他の身障者二人」との規定がもりこまれている。その結果、1987年の調査では23.6%だった盲人の就業率が、現在では46.8%まで上昇し、特に上海・広州・深川などの経済開発地域ではすでに90%に達している。」と記されており、障害者雇用促進法の効力、およびそれによる就業者数の増加が強調されている。就業率を職種別にみた場合の数値が示されていない以上、視覚障害者がどのような職種に集中しているのか、それを統計的に把握することはできないが、先にも引用したように盲人按摩師養成機関の増設、およびそれに伴う按摩師の増加に関する記述があることから、就業者の大半は按摩師であるとみてほぼ間違いないだろう。実際のところ、中国の南部地域において、ここ数年盲人按摩師の需要が高まっており、それに伴って雇用条件の悪い北部の地域から、雇用条件のよい南部の地域へと移動する視覚障害者の数も大幅に増大している。その理由として、ひとつには“按摩こそが盲人の適職である”とのコンセンサスが得られたことがあげられるだろうし、もうひとつには“仕事がきつい上に失業率の高い工場労働者になるよりも、むしろ雇用率のよい按摩師をめざすほうが賢明だ”と考える盲学生が圧倒的に多いことが指摘できよう。したがって中国政府が法制度に基づいた“盲人按摩師の養成”に取り組みはじめたのも、おそらく上述のような社会的背景を考慮してのことと思われる。

では盲人按摩師養成のプログラムおよびそれを実施するための組織について見ることにしよう。「第2回日本按摩術普及講習会」のセレモニーとして行われた『中国の按摩』と題する講演会の中で、天津市障害者リハビリ教育活動センター主任・盧純崗氏は、「視覚障害者を按摩師として養成しようという動きは、60年代の初頭からみられ、その後、国からの資金援助を得て、全国各地で按摩師養成のための講習会が開かれるようになりました。」と述べている。各地で盲人按摩師養成のための講習会が開かれ、技能訓練から就職までの一連の過程を法的に管理するようになったのは、おそらく障害者の雇用に関する法制度が整備された90年代の中期以降とみてよいだろう。以下、講演会の内容をそのまま引用することにする。

「まず中国中央連合会が“中国盲人按摩センター”を、次いで各省や市町村でも“盲人按摩指導センター”を設立しました。それぞれのセンターが中心となって盲人按摩師の養成、資格の授与、就職先の斡旋、および開業のための法的手続きの代行など、按摩師として自立するために必要なあらゆる事項を管理しております。盲人按摩師の養成は、わが国が実施している障害者雇用支援政策のひとつでありますから、毎年計画的に行わねばなりません。(中略)まず、中央政府の人事部、衛生部、労働社会保障部、国家中医薬管理局、国家公共厚生管理局が、盲人按摩師の養成方法や資格の認定などに関する規定事項を各地方の関係部門に文書で伝えます。次に、通知を受けた関係部門は速やかにふたつの専門委員会、すなわち資格審査にあたる盲人按摩職業技能検定委員会、および盲人按摩師の養成、就職の斡旋、

開業のための法的手続きの代行などを行う盲人按摩専門委員会を、設けなければならないのです。このように、盲人按摩師養成に関するさまざまな事項が成文化されたことにより、一定の規範が生まれ、按摩師としての職業が法的に保証されるようになりました。天津市を例にとりますと、1996年に盲人按摩指導センターが設立され、ついで盲人医療按摩中級資格審査委員会および盲人按摩師職業技能検定委員会が設けられ、医療按摩師の資格審査および保健按摩師の技能検定が法律に基づいて行われるようになりました。

盲人按摩師の需要が高まったことから、天津市盲人按摩指導センターでも毎年講習会を開いて40数人の保健按摩師を養成しております。受講生は中医基礎理論、解剖学、中医診断学、経絡・経穴、按摩基本手技、および臨床医療按摩を学習し、最後に修了試験を受けます。そして、保健按摩師技能検定委員会の審査を経て、はじめて保健按摩師としての資格を得ることができるのです。また、ある一定期間按摩師としての実習を行えば、開業資格が与えられることになっております。

主な就職先としては病院、ホテル、銭湯、理髪店、美容院などですが、各市町村の保健所でも盲人の按摩医師を採用しておりますし、他にも何人かの盲人按摩師が共同で治療院を営んだり、また健常者が盲人按摩師を雇用して開業する場合がありますし、さらに実業家のホームドクターとして働いている事例も報告されております。また盲人按摩師の評判が高まるにつれ、患者自身が盲人の按摩師を指定するケースも増えてきたため、天津国立病院では特別に“盲人按摩科”を設けて対応しているとのことです。

盲人按摩師を養成する一方、中国盲人按摩センターでは教員施設を設けて、1年間のカリキュラムで全国各地の盲人按摩指導センターで保健按摩の学習指導にあたる人材を育成しております。なお教員養成施設に入学できるのは、各地域の盲人按摩指導センターから推薦を受けた者に限られており、教員資格を取得した後は、故郷に戻って保健按摩の指導にあたるのが前提とされます。」

以上、盧純崗氏のスピーチは中国中央盲人協会の活動報告書が意図するところに一応沿うものであるが、視覚障害者の間では「按摩師養成講座を受講するのは資格を金で買うようなもので、資格を取るのはたやすいが、いざ就職となると個人で探さねばならないのでそう簡単にはいかない。」との声もあがっているだけに多くの問題点を含んでいるといわねばならない。事実、十数人の盲人按摩師に尋ねたところ、「盲人按摩指導センターの紹介を得て今の職場に勤務した。」と答えた者は一人もいなかったのである。また資格審査の方法についても不明瞭な点が多く、2ヶ月程度の講習で簡単に資格が取得できるような制度であれば、必ず“資格の乱発”につながるであろうことをつけ加えておきたい。

7. 事例報告

視覚障害者の就業状況についていくつか具体的な事例をみてみよう。^{*6}

事例1. (男、全盲、26歳) 天津盲高等部保健医療科 → 長春大按摩科 → 北京市内にある理髪店に按摩師として勤務。月収は800元(約1万円)程度で、患者の数に関係なくほぼ固定している。住み込みであるため生活費はすべて職場が負担する。

事例2. (男、弱視、22歳) 天津盲高等部保健理療科 → 同校の治療院に勤務しながら天津中医学
院の2部で学んでおり、まもなく卒業の見込み。月収は同治療院が歩合制を採用しているため、月
によってかなりのばらつきがみられるが、平均すると550元程度。しかも自己の取り分は、治療代として
受け取る報酬の僅か4割に過ぎない。住み込みではないため、夜は自宅で按摩の治療にあたっている。
按摩師の場合、固定した仕事を持ちながら、なおかつホテルや治療院等でアルバイトをするケースが多
く、「固定収入」プラス「臨時収入」で、中流以上の生活水準に達している者も少なくない。

事例3. (女、全盲、26歳) 成都盲学校中学部 → 通信生として「大專」の学位(中国文学)を取
得 → たまたま北京の点字出版所から英語の通訳(主に翻訳)の求人があり、視覚障害者を対象とす
る英語学校の推薦を受けて、採用試験に臨み合格した。月収は1,000元だが、実績を積み上げれば仕事や給料
の面で優遇してもらえる可能性があるという。社員寮で生活しているため、生活費はすべて職場が負担
する。

事例4. (女、弱視、28歳) 天津盲中学部 → 長春大中国文学科 → 分配制度の適用を受け、天
津盲に国語教師として勤務。月収は600元程度。

事例5. (女、弱視、36歳) 天津盲中学部 → 通信生として「大專」の学位(中国文学)を取
得 → 工場労働 → 現在失業中。収入としては、毎月工場から支給される150元程度の生活手当がある。
盲人按摩師養成講座に参加して初級按摩師の資格を取る予定はない。かつては工場の経営者が税金の全
額免除をもくろんで障害者を積極的に採用していたが、現在では不景気のおおりの受け、採用した障害
者を、性別・年齢・学歴などに関係なく解雇せねばならない事態にいたっている。

以上列記したように、事例4.を除くいずれの事例をみても、雇用支援団体などを介して職を得た形
跡はなく、口コミで伝えられた情報を手がかりとして、直接雇用者側と接触したケースがほとんどであ
る。中国の視覚障害者は、彼ら独自のネットワークを利用して、現在の職場に満足できなければ雇用条
件のよい職場へと移動できるよう、かなり活発な情報交換を行っている。このように就職活動にしても
求人情報の収集にしても雇用支援団体の利用頻度がきわめて低いのは、(1)分配制度の廃止に伴い国家へ
の信頼度、特に障害者連合会への信頼度がうすれたこと、また(2)就職の“決め手”となるのは、適確な
情報のニュースと「資格」プラス「学位」の取得、および“コネ”の有効活用であると考えられている
ことなど、“就職先は自分で探す”というのが視覚障害者の間でほぼ鉄則となっているからであろう。

8. おわりに

今後視覚障害者の雇用を進めていく上で最重要課題となるのは、まず第1に按摩以外の職種の拡大で
あろう。これまで述べてきたように、盲人按摩師の養成については、盲人按摩指導センターを設ける
などしてかなり積極的な対応策が講じられているようだが、他の職種(事務系職種)について、例えば
各地の盲学校に盲人教師の採用を呼びかけるとか、語学の才能に恵まれた者を外国籍の合弁企業に推薦
するとか、そういった職業の斡旋はまったく行われていないのである。障害者雇用促進法の中で謳われ
ている「1.5%の障害者採用枠」にしても、“罰金”という“逃げ道”が用意されているため、的確に守

られているかどうかかなりの疑問が残る。例えば天津市障害者連合会を例にとると、この団体は94年までに6人の視覚障害者を芸術団員として採用したが、分配制度の廃止以後にはひとりの採用もない。それどころか日本に留学した2人の芸術団員（ともに全盲）を辞職に追い込むなど、障害者の雇用を支援する団体として不適切な対応が目立つ。また各盲学校にしても「健常者なら中卒でも採用するが、盲人なら大卒でも採用しない。」という校長がいるほど、盲人教師（理療科の教員も含む）の採用には徹底した拒否反応を示している。こうした状況を一日も早く改善するため、障害者雇用促進法の中に、少なくとも盲学校や福祉団体では視覚障害者の採用を徹底させるような規定を盛りこむべきであるし、また専門的な委員会を設けて、多方面にわたる職種の開拓にむけ全力を尽くすべきであろう。

次に問題となるのは国際協力の在り方である。近年、各国が資金を出し合って、例えば総合リハビリテーションセンターを設立するなど国際的な支援活動が活発に行われているが、(1)中国には障害者福祉の専門家がほとんどいないこと、また(2)海外で障害者福祉に関する知識を身につけても、帰国後にそれを活かす場が用意されていないことなどが重なって、十分に実を結んでいないといつてよいだろう。今後は専門家を派遣する——例えば日本で学ぶ中国人留学生を日本の福祉団体が職員として採用し、中国に派遣するといった方法——などして、ソフト面での国際支援を強化すべきである。

最後に指摘しておきたいのは、科学的な方法による全国調査、およびそれに基づく統計資料の作成である。最も望ましいのは、専門家を交えたプロジェクトチームを結成して全国調査を実施することで、まずは、10年以上にわたって示されてきたずさんなデータを徹底的に洗い直すべきであろう。視覚障害者の教育システムおよび就業の実態について客観的に把握することが、障害者の雇用を進める上で重要なのである。

〈注〉

- * 1 2000年1月10日及び同年2月1日にファックスによる回答があり、1999年12月26日、2000年1月15日、同年2月3日に電話による回答があった。
- * 2 中国では、盲学校における按摩教育を指す場合、高等部普通科と区別するために「職業高校」という用語が用いられるが、これをそのまま用いると誤解を生じるため、日本の盲学校で按摩教育のみを行う学科として認識されている「保健理療科」という語を用いた。
- * 3 「推拿（スイナ）」とは、医学的専門用語で、「按摩」を意味する。
- * 4 健常者であれ、障害者であれ、義務教育についてはほぼ同様の制度が適用されていると思われるが、障害程度によっては、就学免除などの対応策が設けられている可能性がある。他方、高等学校及び大学に進学する際には、健常者（肢体不自由者を含む）であれば共通テストの成績に応じて、上は重点校（いわゆる進学校）から、下は実業学校までの範囲で振り分けられることになるが、障害者には共通テストの受験資格が認められていないため、進学先は特殊教育機関に限定されてしまう。そのため、教育における著しい機会の不平等が存在しているのである。
- * 5 「按摩師」とは、保健按摩に従事する者を指す用語で、資格認定は労働局の管轄下にある。按摩師としてのキャリアと進級試験の可否に応じて、初級按摩師、中級按摩師、及び、上級按摩師の3つの等級に区分されている。医療行為が保健按摩に限定されているため、学歴に関する規定事項はかなり緩やかで、盲学校高等部または他の教育機関で按摩に関する基礎的な教育を受けたものであれば、誰でも資格試験が受験できる。他方、「按摩医師」とは、医療按摩に従事する者を指す用語で、資格認定は衛生局と人事局が合同で行い、按摩医師としてのキャリアと進級試験の可否に応じて按摩医士、按

摩医師、按摩主治医師、及び、主任医師の4つの等級に区分されている。按摩医師の場合には医療に関する知識が求められるため、資格試験を受けられるのは、高等教育を受けた者（中医学院等で中医学を学んだ者）に限られている。

* 6 事例調査については、電話によるインタビューをおこなった。対象者は30人（男15、女15）で、その居住地及び職業別内訳は以下のとおりである。

居住地：天津14、北京4、上海4、四川省2、雲南省1、内モンゴル1、吉林省4

職業：按摩業18、公務員6、元工場労働者6

〈参考文献〉

青木陽子（1996）「大地に生きる」『視覚障害』No146（1996.11）、pp. 1-9

中国残疾人联合会『中国残疾人实用评定标准』（天津市残疾人康复教育活动中心、2001年1月20日提供）

国際獅子会・中華人民共和国衛生部『視覚第一中国行動工作手冊』（97年—2001年）中国残疾人联合会

『中華人民共和国残疾人保障法』（1990年12月28日第七届全国人民代表大会常務委員会第十七次會議通過）

天津市実施『中華人民共和国残疾人保障法』（1994年5月25日天津市第十二届人民代表大会常務委員会第八次會議通過）

『中華人民共和国残疾人狀況』（1987年全国部分地区抽樣調查報告）

慮純崗（1999）『天津市盲人按摩事業發展情況』（中国天津“日式盲人按摩講座”結業典礼上の講話）天津市残疾人康复教育活动中心（1999年8月26日）

第3章 香港

1. はじめに

香港は中華人民共和国南部に位置し、南シナ海に面している。総面積は約1,000平方キロメートルである。その主権は、1842年に英国に割譲されてから150年間の英国の植民地支配を経て、1997年7月1日に中華人民共和国に返還された。一国二制度の下、高度の自治権を有する特別行政区となっている。

香港の総人口は約600万人である。障害者のリハビリテーションに関する政府計画である『香港リハビリテーション計画レビュー』（1994/95～1998/99）^{*1}によると、1998年現在、20歳から59歳までの労働年齢にある視覚障害者人口は約21,000人と推定されている。

駅への点字ブロックの敷設や音響信号機の普及など、香港では、近年、視覚障害者の日常生活が大幅に改善されてきたという事実にもかかわらず、視覚障害者の雇用はいまなお大きな課題となっている。視覚障害者の失業率は今でも非常に高く、憂慮されている。それでも、視覚障害者のための職域は、支援技術や日常生活における技術革新の影響もあって、今日大きく改善・拡大している。20年前では、高度のタイプ技能を有する視覚障害者のタイピストだけが完璧にタイプを打つことができ、そうでない者は、レイアウトやスタイルのみならず、正確で水準の高いタイプを打つことはとても難しかった。今日、一般のコンピュータ・アプリケーションやコンピュータ化された機器ができたおかげで、視覚障害者は支援機器^{*2}を使って、プリンタで印刷する前にそのテキストの内容を確認することができる。このように、作業の出力部分は、正確性の面でもレイアウトやスタイルの面でも、視覚障害者が十分に管理できるようになっている。このような生産能力を高める技術の恩恵を受け、視覚障害者は就労機会を飛躍的に広げることができるようになっているが、さらに新たな職を増やすためには、入力技術の開発が必要となっている。入力部分が改善されれば、視覚障害者は同僚や顧客から入手した印刷された原稿や書類をより効率的に処理することができ、雇用に関するほとんどの問題が解決されることになるであろう。

2. 視覚障害者雇用の進展

一部の国と異なり、香港では、ある組織がその規模に応じた一定の障害者を雇用しなければならないと定める、障害者雇用割当制度のような、義務的ジョブマッチング制度を視覚障害者について採用していない。従って、視覚障害者は自己の能力、興味、努力次第で、ある程度自分の職を自由に選ぶことができる。また、NGO（非政府組織）がその時点で適当と思われる職業訓練を提供してくれることもある。しかし、雇用環境や社会的慣習により、特定の職種に希望が集中する時期がある。たとえば、60年代の初めから70年代の初めまでは電話交換手になる視覚障害者が多かったが、それは当時の香港がビジネスや産業が非常に好調で、この種のサービスに対する需要が高かったためである。同様に、70

年代初めから80年代半ばまでは、多くの視覚障害者が工場でのトランジスタの製造に従事していたが、その理由は言うまでもあるまい。

その結果、香港の視覚障害者が従事している職域は、義務政策が実施されている国や地域に比べて多いと言える。このことは、恩恵を受けた人数の面では満足いくものではないが、視覚障害者の能力の幅を示すことを含めた他の面では、実際に有益であった。

香港及び中華人民共和国では、視覚障害者の雇用は技術革新に伴い拡大してきた。現在のような技術がなかった時代には、視覚障害者は、より労働集約的で、機械を使わない職業、つまり籐かごの制作や、造花や品物の組立てなどについていた。後に、一般の教育訓練が改善されるにしたがって、視覚障害者もその恩恵を受け、ピアノ調律や理学療法、指圧やマッサージなど、より知識を必要とする職業を選ぶことができるようになった。さらなる技術の進歩のおかげで、デクタフォン・タイピング（録音タイプ）や電話交換、コンピュータ・プログラミングなどの技術職、あるいはコンピュータを用いた職にもつけるようになった。この種の労働では必ず何らかの機器を使用するとはいえ、それでもタイピストが常に完璧にタイプすることは非常に難しかった。ごくまれにタイプミスが発生する程度の完璧なタイプ技能を有しない限り、タイプ文書を完璧に仕上げることはまったく楽しい仕事ではなく、むしろ煩わしい仕事であった。間違ったらそれを直すことはほぼ不可能であったため、満足できるものに仕上がるまで何度も打ち直すことが多かったのである。電話交換手の場合は、晴眼者用の電球の点滅ではなく、着信した回線を示す触知ピンを倒す仕組みになっていた。

以上をまとめると、香港では、コンピュータ関連の仕事や、管理職、教師、ソーシャルワーカー、テレマーケティングのセールスマンなど、事務系のより重要な職務に従事する視覚障害者が増えている。これらは主に支援技術により可能となったといえる。

上記にあげた比較的新しい職業とは別に、香港の視覚障害者が従来から従事してきた仕事には、電話交換手、音楽教師、ピアノ調律師、マッサージ師、占い師、工場労働者などがあり、今日も多くの視覚障害者がこれらの職についている。

ほとんどの職業面での成功には、労働者の知識、能力、器用さに加え、道具の効率性が大きく影響している。音楽家とその楽器、蹄鉄工とその金槌、漁師とその網はすべて典型的な例であろう。支援技術と一般現代技術は視覚障害者の機能の向上に大きく貢献しており、その就業能力を高めてきた。

3. 支援技術とは

支援技術 (assistive technology) または適応技術 (adaptive technology) は、障害をもつ人々のために特別に開発、変更された技術を意味する。どちらの語も、今日のリハビリテーション工学においては一般的に用いられている。実際には、以下の3つの例によってこれらの用語をより良く理解できるであろう。

視覚障害者がノートを取るための特別な装置の開発研究は、典型的な支援技術となる。

普通のテープレコーダに触知ボタンをつけて、視覚障害者が使いやすいようにしたり、テープレコー

ダなどの装置を市場から見つけてくることによって、視覚障害者がノートを取ったり、会議や授業を録音したりすることができるようになってきているが、これらの分野においては支援技術が適切に採用されているといえる。

今日、コンピュータは大企業、中小企業を問わず用いられており、これによって視覚障害者の情報アクセスが大幅に改善され、情報の入手がかつてのように特別な過程ではなくなり、今やそれが普通であるかのように思われている。視覚障害者は特別に開発されたソフトウェアやハードウェアを用いてコンピュータ・システムを利用して、自分で情報を活用できるようになっている。

4. 視覚障害者のためのシステム

視覚障害者が利用できるコンピュータ・システムには、ソフトウェアとハードウェアの両方がある。ソフトウェアに関しては、以下のように大きく区分できる。

4.1 ソフトウェア

4.1.1 スタンドアロン

スタンドアロンソフトは非常に一般的である。それらはワープロ、点字、印刷翻訳、小切手処理、スケジュール管理などのソフトである。それらの主な目的は、視覚障害者の世界と晴眼者の世界のコミュニケーションをはかることにある。第二の目的は、視覚障害者の日常生活における自立性を高めることである。価格は50～500米ドルであるが、シェアウェアもある。

4.1.2 ユーザインタフェース

この種類のプログラムはこれまでは最も一般的で利便性が高かった。それらによって、視覚障害者は標準システムを使うことができるようになった。現在は視覚障害者も、WindowsやOS2などの最も一般的なオペレーティングシステムを使用している。これらはコンピュータ画面を合成音声出力装置または点字ディスプレイ装置に出力したり、画面を何倍かに拡大したり、音声と点字、または音声と拡大文字などの組み合わせで出力する。また、視覚障害者である操作者にメニュー内容がどこにあるかを示す。さらに上記のモードに加え、一般のキーボードになれていない人のための点字入力も可能となっている。多くの視覚障害者は、これらのユーザ・インタフェースを介してコンピュータにアクセスし、コンピュータ・プログラミング、事務系職種、教職、ソーシャルワークなどのさまざまな職場において、十分にその職務を果たしている。価格は数百米ドルから1,500米ドル程度。

4.1.3 テイラーメイドシステム

一部の企業は特別なコンピュータ・システムを用いている。視覚障害者を雇用した場合、その障害にあわせた出力を可能とする特別なソフトウェア・インタフェースの開発が必要となる。十分な資金さえあれば、香港でも航空会社やホテルの顧客サービス部門で視覚障害者にたくさんの職を創出できると思われる。これらのソフトウェアは性質によって価格が大きく異なる。しかし、特に稀少性が高いことが多く、顧客の数が少ないために、開発はもちろん、変更の場合でも値段が非常に高い。

4.2 ハードウェア

ハードウェアに関しては以下の区分がある。

4.2.1 点字ディスプレイ

点字ディスプレイ装置は、コンピュータ画面の表示を1ます（セル）8点の点字に変換する。電気信号に反応する特別な素材から作られる点字セルの価格が高いため、必要性和ユーザの経済性に合わせて、1行あたりのセル数が20個、40個、65個、80個のモデルがある。職場では、セル数の多いモデルの実用性が高い。価格は数千米ドルから12,000米ドル程度。

4.2.2 合成音声出力装置

点字ディスプレイ装置に比べ、合成音声出力装置はコスト的には安い。コンピュータの画面表示を視覚障害者のために読み上げるのであるが、人間に近い話し方で非常に良くできているものもある。価格は数百米ドルから数千米ドル。

4.2.3 拡大システム

弱視の人には、スタンドアロンのCCTVまたはコンピュータ画面拡大システムが非常に便利である。拡大率は数倍から64倍まであり、モノクロだけでなくカラーモデルもある。価格は数百米ドルから数千米ドル。

4.2.4 特定の目的のために製造された機器

音声・点字装置には、視覚障害者のため特別に開発されているものがある。それらの中には小型で、授業や会議、職場でノートを取ったりするのに便利なものがある。点字ディスプレイ部分は20ますのことが多い。価格帯は2,000～4,000米ドル。

4.3 将来の展望

香港では、英語を話す人のほうが職場においてより多くの支援技術の恩恵を受けることができる。たとえば、電話会社案内担当者として多数の視覚障害者が雇用されている。しかし、応対する相手は英語でのみ登録されている電話番号に電話してくる顧客だけである。皮肉なことに、香港では人口の98%が中国語を話すため、中国語によるそのようなサービスへの需要の方が何倍もあるのである。

視覚障害者が英語のコンピュータ・アプリケーションを用いることができれば非常に有能になるという事実は、30年以上の支援技術開発の取り組みの多くが、ヨーロッパ、アメリカ、より最近ではカナダを含む西側諸国に於いてなされ、それらの国がそれらの資材と時間を費やしたということによる。最も明らかな例は、1990年代の初めにグラフィカル・ユーザ・インタフェース（GUI）への視覚障害者のアクセスを可能にするソフトウェアを作り出したのがカナダの会社であったことであろう。これによって視覚障害者が初めてウィンドウズ3.1を使えるようになったのである。

視覚障害者による標準的アプリケーションの使用を可能にする英語と同じような中国語版のインタフェース・ソフトウェアの開発が進められているものの、多くのユーザが満足できるような結果は今の段階では得られていない。香港盲人輔導会（HKSB）及び香港理工学院は香港ジョッキークラブの資金援助を受けて、視覚障害者の標準的中国語コンピュータ・アプリケーションの使用を可能にする中国語

コンピュータ・インタフェース、すなわち音声点字アクセス（ASAB）開発のプロジェクトを共同で進めており、これが完成すれば職場や学校における中国語の文書の処理能力が大幅に高められることになる。またASABは、大手企業で用いられているPC以外のカスタマイズ化された中国語コンピュータとのインタフェースとなり、より多くの視覚障害者の雇用が進むことが期待されている。

5. 視覚障害者のための職業訓練の進展

前述のように、技術開発に伴う職業区分の変化と平行して、政策や職業訓練のプログラムが視覚障害者の雇用に果たす影響は大きい。50年代の終わり、香港では手工業的産業が一般的であり、その当時の職業訓練も籠の製作、造花や品物の組立などを含む手工業的なものが基本的であった。香港盲人輔導会（HKSB）は1956年に設立され、職業訓練の提供と視覚障害者の雇用支援を主たる目的としてきた。時を経て、HKSBは本節の最初に述べたように、香港で最も総合的なサービスを提供する最も規模の大きな団体となった。実際に、HKSBの影響力は、その規模及びサービス範囲からいって、今後も視覚障害者の日常生活のほとんどに及ぶとみられる。

HKSBは籠づくりと造花のコースから始まった。1963年、盲人のための工場を開設し、100人以上の盲人を雇用してボタンやチョーク、木製のクレータなどを製造した。健常の職員も雇用され、盲人ができない作業を補助した。

1961年頃には学業資格を満たした視覚障害者を対象に、より現代的で賃金もよく、当時盲人に人気のあった電話交換手を育成する電話交換コースを開講した。これにより、電話交換は長い間視覚障害者にとって一般的かつ成功した職業となり、電話交換コースは、後述のポクフォーラム盲人職業訓練センターに統合される80年代の半ばまで続いた。その当時、香港全市民の職業訓練のために、職業訓練委員会がNGOとして設立され、サービスを拡大し、この委員会も専門部門を作って障害者のための職業訓練を提供していた。しかし、点字や歩行訓練などの視覚障害分野の専門知識が欠如しており、電話交換コースもHKSBとはまったく異なる内容であった。

60年代の終わりから70年代の初めになると、電話交換コースの人気は下火になった。並行的なプロジェクトとしてデクタフォンコースが実施された。しかし、これは電話交換手の仕事ほど成功しなかった。80年代の半ばには、電話交換はオフィスオートメーション化と経費の節約により一般的ではなくなってしまう。その頃、技術革新によって、電話交換手を介さずに指定された内線への直接通話が可能になったのである。また、企業や産業の一般運営費が急激に上昇し、その結果、企業の第一線の労働者は、盲人には適切でない複数の業務も行うよう求められることが多くなった。

1986年、HKSBはヨーロッパやアメリカで成功しているという別の訓練、すなわち、ピアノ調律と修理技術の養成コースを開設した。筆者自身も奨学金を受け、パーキンス盲学校で2年間の訓練コースを受講している。コース終了後帰国し、香港で2つのコースを指導した。しかし労働環境や数少ないピアノ会社の慣行により、この業界は多くの視覚障害調律師を吸収することができず、このコースは終了せざるをえなかった。

1971年、HKSBは最初の盲人によるマッサージを推進しようと1年間の訓練コースを開講した。講義はマッサージの基本と解剖学からなり、実際のマッサージ技能と実技を重視した。だが、下記の理由によりプログラムが終了されるまでに、合わせて2つのクラスしかできなかった。

まず第一は、一般大衆がマッサージの効果に対して懐疑的であったために、香港でのマッサージ教室の開講は時期的に適切とはいえなかった。実際、マッサージは当時性的職業とみなされていた。第二に講師によって提供される訓練が十分でなく、治療的効果をもたらすほど上達しなかった。訓練生の施術は、主に顧客の治療ではなく、リラックスさせる程度でしかなかった。後に述べる盲人のためにマッサージを広めようという90年代はじめのHKSBの2回目の挑戦に比べ、最初のマッサージ訓練コースは、成功からはほど遠いものであった。

1978年、HKSBはポクフーラム盲人職業訓練センターを開設し、これは1956年の設立以来、2番目に大きな雇用関連プロジェクトとなった。ここで提供されるコースには、1961年以前から続いている前述の電話交換、車体修理、木工品、建具、家具製造、縫製、金属加工及び機械工場訓練コースなどがあつた。就職を希望する視覚障害者の雇用先を探す実験的制度、ジョブクラブも実施された。これはアメリカやヨーロッパ諸国で成功したような、顧客に合わせた職業斡旋の専門的方法である。クラブはフルタイムでの職業検索や訓練の他、タイプライタ、電話、文具、交通手段などの必要な資金や道具を提供した。視覚障害者は職を探す技能に欠けることが多く、職業を紹介したり、それらの情報を提供してくれる人々の社会的ネットワークを活用することを学ばなければならないのである。ジョブクラブは面接指導も行い、視覚障害者に自信を持たせることに成功した。4ヶ月後には参加者の33.3%が就職に成功した。プロジェクトの第1段階終了後2ヶ月後に実施された追跡調査では、就職斡旋率は57%に達していた。

1989年、マッサージ訓練コースが再開された。授業は以前よりも総合的になり、視覚障害者のための指圧・マッサージ訓練コースとして知られるようになった。1年間のコースでは、経験を有する医師やマッサージ師が指導し、科目は中国及び西洋薬剤の基礎、解剖学、病理学、生理学、マッサージ技能に及び、3ヶ月間の実習も含まれる。香港の地域社会も変化し、現在は盲人による指圧やマッサージは広く受け入れられている。マッサージセンターの数も1990年以前には1件しかなかったが、2000年には20件と急激に増えており、盲人マッサージ師は、実質的なマッサージの効果を求める顧客を集めるために雇用されるようになっていく。

6. 結論

先に述べたように、香港では近年、視覚障害者の日常生活は大幅に改善されているが、雇用の問題はいまだにすべての障害者にとって大きな問題である。視覚障害者のための職種は、今日、支援技術や一般の生活技術の進化の恩恵を受けて向上し、大幅に増えているものの、それでも失業率は憂慮されるほどに高い。

以下は視覚障害者のために登録された仕事である。できる限りすべてを網羅したつもりであるが、若

干の漏れがあるかもしれない。また、これは求人数が多い順ではなく、仕事が登録された順である。

古い師、楽器演奏指導、布教活動、縫製の工場労働、タグのファイル、金属作業など、電話交換、タイプ及び秘書業務、事務所の受付、メッセージャー、指圧及びマッサージ、ピアノ調律、点字製作、電話案内業務、呼び出しサービス、郵便の分類（弱視者）、ソーシャルワークの指導、翻訳、情報技術、事務管理職、テレマーケティング

特に、英語のコンピュータ・アプリケーションを使用する能力が、視覚障害者向けの事務系職種を直接的に増やすこと、それらの業務における管理職や管理者への昇進に役立つことは明らかである。また、飛躍的な技術革新によって、視覚障害者が晴眼者の同僚や顧客から渡される印刷物や手書きの図面を実際に読みとることが達成され、それによって雇用の機会は大幅に増えるであろう。スキャナやテープレコーダの使用によって、あるいは視覚障害者自身が何らかの手段を用いてノートを取ることは、入力を容易にしてくれるが、出力やその結果に関しては満足するにはほど遠い状態である。中国語の場合、成功の度合は英語の場合に及ぶべくもないため、今後それらの問題を解決していかなければならない。

7. 事例報告

以下は香港における視覚障害者の雇用に関する事例報告である。関係者のプライバシーを守るために仮名としているが、職歴や他の関連する個人情報は実際と変わらない。

〔事例1〕

氏 名：ロン・カー・ミン

性 別：男

年 齢：60歳

婚姻状況：離婚、息子2人、娘1人

失明原因：慢性緑内障

学 歴：中学校

職業訓練：視覚障害者のための指圧マッサージ訓練コース

職 歴：中学校の3年しか修了していないが、50年代は、就職して家計を助けるためにそのぐらいの年齢で学校を辞めるのが普通であった。学校を辞めた後、理髪店の見習いとなった。その後25年間、店は変わったものの46歳になるまでずっと理髪店で働いていた。その年の後半慢性緑内障が悪化し、まもなく全盲となり、非常に落胆した。中国のことわざ「幸福は不幸と一緒に来ない」というのがあるが、妻はこの事態に対処できずに離婚を決意した。

そこでリハビリテーションプログラムの受講を勧められ、50歳の時に視覚障害者のための指圧マッサージ訓練を受講した。クラスでは一番の年長者であったが、熱心に勉強し、

優れた成績で卒業した。盲人マッサージセンターに雇用され、それ以来評判の良いマッサージ師として働いている。顧客の間では非常に人気があり、東南アジアの旅行に誘われたりしたほどである。既にこの分野に移って9年が過ぎ、2000年現在もまだ忙しく働いている。

〔事例2〕

氏 名：リー・ヤン・ヤン

性 別：女

年 齢：40歳

婚姻状況：既婚、娘1人

失明原因：網膜色素変性症

学 歴：社会科学学士及び経営学修士

職業訓練：なし

職 歴：夫は晴眼者であり、貿易会社の役員を務めている。7歳の娘がいる。視力が35歳の時に6/60まで低下して苦悩した。しかし、自分でも驚くことに、31歳から働いている時計会社の雇用主は、失明後、アシスタント・マネージャーに昇進させた。拡大読書器を使用している。語学に興味があり、英語と中国語の読み書きが堪能であることに加え、英語と（標準）中国語を話すことができる。実際に、英語と中国語、すなわち大陸でいう普通語を話せる同時通訳者への需要が高いことから、同時通訳になることを真剣に考えている。

〔事例3〕

氏 名：チャン・ウィン・チン

性 別：女

年 齢：23歳

婚姻状況：未婚

失明原因：視神経委縮

学 歴：大学入学資格試験

職業訓練：サービス業訓練

職 歴：公立小学校6年生在学中の時、全盲となった。統合教育計画の下で中学校及び大学入学資格試験の勉強を続けた。上級レベルの試験に合格した後、HKSBが提供するリハビリテーションプログラムを受講し、リハビリテーション訓練センターの雇用サービス部門の斡旋で、大手電話会社に電話による案内担当者として採用された。職場では、100人強の同僚とともに、会社のコンピュータ・システムから得られる情報を使って、電話により、電話番号や国際電話に関する問い合わせに対応している。会社には他にも十数人の視覚障害者

が在籍しており、それらのシステムはすべて40ますの点字ディスプレイ装置に接続され、盲人用Windows/NT画面読み上げソフトを動かしている。会社は厳格な業務規準を定めており、すべての電話は28秒以内に應對しなければならず、要求された情報は最悪でも38秒以内に提供しなければならない。

〔事例4〕

氏 名：ウォン・ジャ・ミン

性 別：男

年 齢：50歳

婚姻状況：未婚

失明原因：両眼の網膜剥離

学 歴：ソーシャルワーク修士

職業訓練：なし

職 歴：12歳の時に遊んでいて誤って木から落ち、全盲となった。診断結果は、両眼の網膜剥離であった。統合教育計画の下で一般中学教育を終了し、何の問題もなく高等専門学校、大学院レベルに進んだ。正式なりハビリテーションプログラムは何も受講していないが、盲人にしては珍しく、1回や2回だけでなく、5回転職している。オプタコン^{*3}を使用しているが、書類の適切な場所への署名を含め、100%独力での仕事を可能にするためにはそれが不可欠であると考えている。また、オプタコンの他、点字ディスプレイ装置と画面読み上げプログラムを搭載したコンピュータを使用している。大学卒業後まもなく、彼は数人の友人と専門計器を扱う会社を設立し、販売担当ディレクターとなった。その後4、5年してからその仕事を辞めて、著名な大学の講師となった。その後、乞われて政府の役人として数年間勤務したが、最終的に商業分野に戻ることを決意し、申し出のあった2つの国際的企業にマネージャーとして勤務した。近代化されたコンピュータ器材の使用歴は10年ほどであり、それ以前はオプタコンに全面的に依存していた。

〈注〉

- * 1 香港リハビリテーションプログラム計画レビュー1994/95-1998/99、258頁
- * 2 視覚障害者の作業の実施を支援するハードまたはソフトウェア、たとえば、コンピュータ画面のものを点字で読めるようにする点字ディスプレイ装置や、弱視者のための拡大システムなど。
- * 3 オプタコン：スキャンした（読みとった）印刷文字を触覚で知覚できるイメージに置き換える変換装置。したがって盲人は触ることで文字を読むことができる。最初に香港に導入されたのは70年代の半ば。

第4章 タイ及びマレーシア

1 はじめに

1993年から始まった「アジア太平洋障害者の10年」が本年度10年目を迎え、各方面でその成果が検証され、新たな10年に向けた目標設定が行われようとしている。最終的には、障害者政策、教育、雇用、リハビリテーション、情報・通信技術など、障害者を取り巻く問題別の視点からその検証結果と課題がまとめられることになるが、その前提として、各国の状況を障害種別の視点から把握し、それぞれの障害に即した課題を見出すことは極めて重要なことといえる。

筆者は、「アジア太平洋地域の障害者雇用システムに関する研究」の一環として、地域内各国における視覚障害者の雇用と職業リハビリテーションの現状等について資料を収集した。本稿では、これら資料とともに、1993年以来、5回にわたってアジア各国の視覚障害者リハビリテーション施設を訪問して見聞した知見をもとに、タイ及びマレーシアにおける視覚障害者の職業リハビリテーションの現状と課題について述べてみたい。

2 タイにおける視覚障害者雇用と職業リハビリテーション

2.1 視覚障害者人口

タイ公衆保健財団（Thai Public Health Foundation）の調査によると、タイの総人口約6,000万人のうち、約480万人（8.1%）が障害者（ただし、学習障害者、精神障害者を除く。）であり、この8.1%のうち、約96万人（約20%）が視覚障害者とされている。WHO（世界保健機関）によれば、タイなどの発展途上国における視覚障害者の割合は、全人口の0.5%～1%とされていることから、この数字は、WHOの報告に比較的近いとみることができる。

2.2 視覚障害者関連サービス組織の状況

タイには視覚障害者に教育・訓練などのサービスを提供する団体が複数存在するが、以下は、その中の代表的な団体である。

(1) タイ視覚障害者財団（Foundation for the Blind in Thailand）

タイにおける視覚障害教育の先駆者、G. コールフィールドとその支援者によって、1940年頃に設立された団体で、タイで二番目に登録された財団として知られている。現在では、1939年に開設されたバンコク盲学校をはじめ、3つの職業技能訓練センターを運営している。

(2) キリスト教視覚障害者財団（Christian Foundation for the Blind）

視覚障害者、プラヤト・フュノン・オンが、1984年に設立した団体で、進歩的な統合教育と、地域に根差したリハビリテーションプログラムでタイ内外で知られている。この団体は現在5つのリハビリテーション教育センターを運営しており、うち3つはタイ東北部に、1つは北部に、残る1つがバンコ

クにあり、重複障害児向けのセンターになっている。また、タイ政府が近隣諸国に提供している人材教育ワークショップの組織や、プロジェクトの調整についても協力している。

(3) コールフィールド視覚障害者財団 (Caulfield Foundation for the Blind)

1988年に、G. コールフィールドの教え子、オーロラ・スリブアパンが設立した。この団体は、タイ式マッサージ、薬草学、占星術の訓練で知られている。バンコク市内に1箇所、基礎的な技術訓練、職業訓練、就学前プログラムなどを行う訓練センターを運営している。

(4) 視覚障害者雇用促進財団 (Foundation for the Employment Promotion of the Blind)

1992年、全盲の企業家、ベチャラート・テチャワチャラが、視覚障害者に対して職業訓練を行い、その雇用を促進するために設立した。この財団は、バンコク市内に訓練センターを運営しており、タイ式マッサージ、コンピュータ利用技術、電話交換の訓練を行うだけでなく、一般の職業技術大学に学ぶ視覚障害学生のためのサービスセンターとしての役割も担っている。

(5) タイ盲人協会

以上の他に、視覚障害者固有の利害関係団体として、あるいは一般的な公民権擁護の団体として、視覚障害者の立場を代弁する団体もいくつか存在する。こうした団体の中で、タイ視覚障害者協会 (Thailand Association of the Blind) が、視覚障害者の全国組織として指導的な役割を果たしている。

2.3 視覚障害者の就業状況

(1) 宝くじ販売

タイでは、視覚障害者の伝統的職業の一つとして、宝くじ販売の仕事があり、約2,000人の視覚障害者が働いている。この仕事は、販売価格の9%引きで仕入れた宝くじを市街で販売する仕事であるが、割引価格で仕入れできる人数が限られていること、売れ残りが出た場合はその損失を自己負担しなければならないこと、等の問題がある。とはいえ、宝くじ販売だけでかなりの収入を得る人もいることから、このような仕事があることが、却って若い視覚障害者の新たな職域に挑戦しようという意欲を減退させているといわれている。

宝くじ販売の仕事は、スペインでも視覚障害者の有力な仕事になっているが、タイの場合には、視覚障害者団体には宝くじの発行権限は与えられていない。

宝くじ販売を巡っては、1999年9月に、政府が宝くじ販売のオンライン化を提案し、これに対して視覚障害者団体が抗議運動を展開した結果、提案そのものを撤回させたが、その背景には、こうした宝くじ販売で生活している視覚障害者の生活問題があったという。

(2) 電話交換

電話交換の仕事は、1960年代以降に出てきたもので、バンコクのような都市部で求人がある。特に、英語などの外国語の話せる視覚障害女性が外資系企業に雇用される機会が多いという。また電話を利用した仕事として、テレマーケティングに従事する視覚障害者も相当数存在するという。

(3) マッサージ

マッサージの仕事は、古くから存在したが、視覚障害者に有望な仕事として、バンコク盲学校に養成

コースが設けられたのは1957年のことである。この時は、日本から視覚障害の指導者が派遣され、日本式のマッサージが指導されたが、結果的にタイには定着しなかった。

しかし、1980年代からの養成コースでは、タイ式マッサージが指導されており、中等教育を修了した視覚障害者の多くがこの仕事に従事するようになった。タイ式マッサージの場合、日本のように国家試験に基づいた免許は存在しない。

タイ式マッサージ師の養成については、上記の団体が視覚障害者に訓練機会を提供しているが、1999年からは、タイ視覚障害者協会が社会福祉省と連携して、全国26県で講習会を開き、この年だけで500人の視覚障害者が講習を受け、それぞれの地域でマッサージ師として働けるように指導を始めている。

(4) コンピュータ・プログラマ

高等教育を受けた視覚障害者の間では、コンピュータ・プログラマの仕事に就く視覚障害者も増えているが、就職してから実際に担当するのは、プログラミングそれ自体よりもデータ入力の仕事が多い。さらに高度な職業訓練の機会が求められるとともに、コンピュータ技術を活用した事務系職種への職域拡大に向けた取り組みが重視されてきている。

(5) 教師

高等教育修了者の仕事としては、盲学校その他の学校における教員の仕事がある。タイでは、1939年に初めて盲学校が開設され、その後統合教育で高校、大学に進学する者も増え、1976年には視覚障害者が初めて大学教員になっている。現在、少なくとも5人の視覚障害者が大学レベルで教鞭を執っている他、約100人の視覚障害者が、盲学校や視覚障害者教育センター、他の一般学校の教師または支援スタッフとして働いている。

(6) 工場労働

機械操作を含む工場労働における雇用は、これまで視覚障害者のための選択肢としてはあまり認識されていなかった。だが、バンコク近郊では、梱包部門を中心に、少数ながら工場で働いている視覚障害者がいる。

(7) 農林漁業

農業、林業、漁業で働く視覚障害者の数も多く存在する。長い間、農村地域の多くの視覚障害者はこれらの職業に就いていた。視覚障害者対象の職業訓練センターでは、今日、葉草や茸の栽培、鶏や豚の飼育など農業関連のコースを設けている。

2.4 雇用対策の法制度

1991年に、障害者リハビリテーション法（Rehabilitation Act for Disabled Persons）が制定され、雇用率制度が採用されている。この法律によれば、200人以上の従業員を雇用している企業は、少なくとも1人以上の障害者を雇用する義務を課されており、この義務に違反した場合には、罰金を支払い、それが障害者リハビリテーション基金に積み立てられる仕組みになっている。

しかし、この法律は制定後、施行規則がなかなか制定されず、施行されたのは3年後となった。

障害者は、この法律に基づく登録をすることによって、障害者としてのIDカードを発行してもらう

ことができ、これにより、求職登録することができる。ちなみに、この法律に基づいて登録された障害者約28万人のうち、視覚障害者は3万人である。タイの人口からみれば、登録視覚障害者の数はさらに増えなければならないものであるが、問題は、農村部や僻地の役所では係員が十分な知識がないため、この登録が進んでいないことである。

また1997年に改正された憲法においては、民族、性、出身地、国籍と並んで、「身体的外観または健康状態」によって不当に差別することを禁ずる差別禁止条項（第30条第3項）が設けられ、「障害を有する者」の「公的サービスやその他の支援を受ける権利」を保障する条項（第55条）が設けられている。

3 マレーシアにおける視覚障害者雇用と職業リハビリテーション

3.1 視覚障害者人口

マレーシアの人口は2,200万人で、マレー系60%、中国系28%、インド系10%、その他2%の民族構成となっている。WHOの推計によれば、このうち障害者は220万人程度存在するというが、政府が障害者として把握している登録障害者は80,000人、うち視覚障害者は14,000人である。このように、推計値と実登録数との差が大きくかけ離れているのは、障害者登録が義務的でないことと、登録についての啓発が不十分なことによると考えられる。

3.2 視覚障害者関連サービス組織の状況

(1) マレーシア盲人協会 (Malaysian Association for the Blind)

1953年に福祉省が施設用地などを提供して設立された民間福祉団体で、マレーシアにおける視覚障害者福祉、雇用支援サービスの中心的供給主体となっている。

首都クアラ・ Lumpurにある1953年設立のガーニー訓練センター(Gurney Training Centre)という、リハビリテーションセンターの他、首都から60キロメートル離れたテムローにある1958年設立のタマン・ハラパン農業訓練センター(Taman Harapan Agriculture Training Centre)などの施設をもつ他、点字図書館なども運営している。運営費の70%を政府からの補助金で賄い、30%を一般の寄付に頼っているという。

(2) セント・ニコラス・ホーム (St. Nicholas Home)

キリスト教宣教団によって1926年マラッカに設立され、1931年、現在地ペナンに移転した施設で、視覚障害者の初等教育とリハビリテーション・サービスを提供している。

マレーシアにおける盲学校の先駆であり、この施設に続いて、1953年にはジョホル・バルにプリンセス・エリザベス盲学校が開設され、1977年には、完全寮制のセタパク中等盲学校が開設されている。

リハビリテーション訓練に関しては、1964年に設立されたセント・ニコラス視覚障害者職業センター(St. Nicholas Occupational Centre for the Blind)を中心にサービスを提供している。

(3) サバ盲人援護協会 (Sabah Society for the Blind)

1962年設立のウォレス盲人リハビリテーション訓練センター(Wallace Training and Rehabilitation Centre for the blind)において、サバ地方在住の視覚障害者を対象にリハビリテーション訓練を行って

いる。

(4) サラワク盲人援護協会 (Sarawak Society for the Blind)

1963年設立のクク視覚障害者訓練センター (Kuku Training Centre for the Blind) を運営し、サラワク地方の視覚障害者に訓練を行っている。

これらリハビリテーション訓練を提供する施設・団体に、マレーシア国内の視覚障害当事者団体であるマレーシア盲人協会 (Society of the Blind Malaysia) を加えて、視覚障害関係5団体の相互の調整を図る組織として、マレーシア全国盲人関係団体協議会 (National Council for the Blind Malaysia) がある。

3.3 視覚障害者の就業状況

マレーシア盲人協会ガニー訓練センターのウオン所長によれば、2001年現在、マレーシアで視覚障害者が従事可能とされる職種は表3-4-1のとおりである。また、専門的職種及び非専門的分野における就業状況は、表3-4-2、及び表3-4-3のとおりである。

表3-4-1 マレーシアにおける視覚障害者の職業リスト

経済専門コンサルタント	かご編み
大学講師	清掃雑役
チューター (大学助手)	エレベーター案内係
福祉職	病院の付き添い・介護人
銀行員	駐車場係
校長	製本
管理職	図書館員
広報担当職	造園
プロジェクト執行担当職	農業
法律家	牧畜
監督指導担当	外務販売員
速記者	保険代理業
教師	歌手
事務員	音楽家
職業訓練指導員	作家
ピアノ調律師	宗教教師
点字校正	コンピュータ・オペレータ
リフレクソロジスト	録音タイピスト
電話交換手	店員
工場労働者	警備員
ディスク・ジョッキー	助産婦

表3-4-2 マレーシアにおける視覚障害者の専門職分野の雇用状況

職 種	公 的 部 門	民 間 部 門	合 計
コ ン サ ル タ ン ト	0	1	1
大 学 講 師	2	6	8
チ ュ ー タ ー (大 学 助 手)	1	0	1
教 師	25	3	28
管 理 職	3	0	3
管 理 職 補 佐	0	5	5
広 報 担 当	0	1	1
監 督 指 導 担 当	0	1	1
職 業 訓 練 指 導 員	0	7	7
投 資 担 当	0	1	1
翻 訳	1	0	0
出 版	1	0	1
福 祉 職	2	0	2
合 計	35	25	60

表3-4-3 マレーシアにおける視覚障害者の非専門職分野の雇用状況

職 種	公 的 部 門	民 間 部 門	合 計
速 記 者	55	2	57
事 務 員	6	3	9
電 話 交 換 手	115	295	410
点 字 校 正	0	6	6
店 員	0	1	1
エ レ ベ ー タ ー 案 内 係	0	3	3
図 書 館 員	1	0	1
事 務 補 助	0	1	1
合 計	177	311	488

以下では、これらの中から、代表的な職業分野についてその動向を概観することにした。

(1) 電話交換

電話交換の仕事は、視覚障害者の仕事として確立されており、410人がこの職種で働いている。公的機関と民間企業とを比べた場合、その割合はおよそ1対3となっている。

しかし、コンピュータ化の進展に伴い、この職種についても求人が減りつつあり、職種転換のための再訓練を行い、事務系職種に向かいつつある。

(2) 速記タイプ

速記タイプの仕事では約60人働いているが、90%以上が公的機関で働いている。この職種についても

コンピュータ化の進展に伴い、求人が減りつつあることから、転職や、多の職種の開発に向けた取り組みが必要である。

(3) 教師

高等教育を修了した視覚障害者の半数以上が、学校教員、大学教員などの教職に就いている。現在約40人の視覚障害者がこれらの職で働いている。

(4) コンピュータ・プログラマ

コンピュータ・プログラミングについては、訓練課程はかなり以前からあり、優秀なプログラマも何人か出ているものの、この分野でプログラマとしてのみ就職することには困難がある。コンピュータを活用して事務系職種に進む方向での訓練が主となっている。

(5) マッサージ

上記のようにコンピュータ化の進展に伴い、視覚障害者の就業可能な職域開発への取り組みが行われているが、他の分野でも新たな職域の開発が行われており、その一つにマッサージがある。マレーシア盲人協会が設置するガーニー訓練センターなどで15年以上前から進められてきているもので、最近では受講者数も次第に増加している。

(6) 農業分野

農村地域で働く視覚障害者は、籐細工、養鶏、椰子栽培などに従事している。籐細工については、製品の販路を確保するためにも、都市部における販売拠点の設置などの課題がある。

3.4 雇用対策の法制度

1989年に政府は公的部門について1%の雇用目標を掲げ、政府機関における障害者雇用目標を設定した。又1992年からは、この目標が民間部門にも拡大されているが、この雇用率設定は法律によるものではなく、違反した場合にも罰則がないことから、実効性は上がっていないといわれている。

4 各国における課題とわが国の取り組み

以上、タイ、マレーシアの現状と課題について概観したが、最後に、これら2ヶ国を含むアジア諸国に共通する課題を取り上げ、わが国の取り組みについて考察してみたい。

(1) 両国を含め、アジア諸国においては、障害者の登録制度が未整備であり、各種サービスの対象者の把握と、サービスの有効な提供ができていない。

この点については、基本的には各国の努力に待つほかはないが、視覚障害当事者団体の育成と、それら団体と国・地方自治体、あるいはNGO（非政府組織）との連携を通じて、サービスを必要とする障害者を極力発見できるようにしていくことで、その不足を補っていくことが必要であろう。

(2) コンピュータ化の進展に伴い、視覚障害者の雇用にもさまざまな変化が生じているが、基本的にはこの流れを止めることは困難である。

タイ語や中国語に対応したスクリーン・リーダー（画面読み上げソフト）の開発が進み、実用化しつつあるように、視覚障害者のコンピュータ・アクセシビリティを高める技術開発をさらに進めるととも

に、その利用技術の普及を通じて視覚障害者の働ける場を広げていく方向で、積極的な取り組みが行われなければならないと考える。

(3) 国の他にも、ベトナム、インドネシア、カンボジアなどASEAN（東南アジア諸国連合）加盟諸国では、マッサージが今後有望な職種として浮上してきている。

この点、中国、韓国、台湾、日本など、視覚障害者によるマッサージ就業の歴史が長い東アジア諸国における経験が、これら諸国における資格制度の整備、訓練カリキュラムや教材作成、指導者の派遣などの面で活用される可能性が極めて高いと考えられる。

わが国では、2000年4月に、「アジア太平洋・視覚障害者職業自立支援構想をすすめる会」が結成され、「アジア・太平洋視覚障害者マッサージ業自立支援事業」の取り組みが始まっている。今後この事業がこれら関係諸国のニーズを的確にとらえ、上記の課題に十分答えられるものになることを期待したい。

〈参考文献〉

- 青木陽子（1996）大地に生きる、「視覚障害」No.146、日本盲人福祉研究会、pp. 1-9
- 指田忠司（1994）わが国におけるコンピュータ技術の発達と視覚障害者のための雇用機会——第1回ASEAN視覚障害者コンピュータ技術セミナーにおける報告——、「障害者職業総合センター研究紀要」No.3、障害者職業総合センター、pp. 105-115
- 指田忠司・丹直利（1995）タイ・マレーシアにおける視覚障害者のコンピュータ・通信環境、「障害者の福祉」No.165、日本障害者リハビリテーション協会、pp. 15-17
- 指田忠司（1999）パネル・ディスカッション—視覚障害者の社会参加を考える—、「京都府視覚障害者協会結成50周年記念国際シンポジウム報告集及び結成50周年記念講演」、京都府視覚障害者協会、pp. 30-61
- 指田忠司（2000）‘視覚障害’分科会（キャンペーン’99マレーシア会議）、「ノーマライゼーション」No.224、日本障害者リハビリテーション協会（2000）、p. 78
- 指田忠司・M. ブンタン（2001）めざましい発展を続けるタイの視覚障害者、「視覚障害」No.175、視覚障害者支援総合センター、pp. 34-43
- WONG Y.L., (2002) VOCATIONAL TRAINING AND EMPLOYMENT OPPORTUNITIES FOR PERSONS WITH VISUAL IMPAIRMENT IN MALAYSIA, Asia Pacific Blind Summit Conference Proceedings
- WONG Y.L., (2001) General situation of blind and visually impaired persons